

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✓ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限等に関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✓ お申し込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意ください。ご確認ください。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。なお、商品のご検討にあたっては、これらをご覧くださいとともに販売資格を持つみずほ銀行の生命保険募集人にご相談ください。

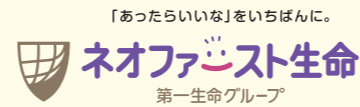
✓ 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 本商品は、みずほ銀行を募集代理店とするネオファースト生命の商品であり、契約の主体はお客さまとネオファースト生命になります。
- 本商品は生命保険であり、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 本商品に関するお客さまのお取引が、みずほ銀行におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては本商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借り入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めています。

保有契約
60万件を
突破
※2022年3月末時点



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを「InsTech」(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎ 0120-312-201

[受付時間] 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



本資料は2023年4月時点の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレットです(出典元の資料は2022年10月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間:平日 9:00~17:00
12月31日~1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウエストタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>



<無解約返戻金型収入保障保険(2023)>

収入保障保険

2023年4月版

契約年齢:20歳~70歳

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)兼
商品パンフレット

#あたら
いいな
こんな保険。

“もしも”に対する
不安に備えたい。
あなたの想いに応える
収入保障保険です。

カスタマイズ
自由自在!



死亡

高度障害

三大疾病

障害・介護

保険料払込免除

- 本資料は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 本商品のご検討・お申し込みの際には、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- 株式会社みずほ銀行はネオファースト生命の募集代理店です。

ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

[募集代理店]

[引受保険会社]



みずほ銀行



「あたらいいな」をいちばんに。

ライフスタイルが多様化する時代の“働け なくなるリスク”に、ふさわしい備えを。

ファミリー

万一や、病気・ケガで働けなくなったとき、家族に苦勞をかけたくない

家族の生活

ローン返済

子供の将来 等



単身

病気・ケガで働けなくなったらどうやって暮らそう…

自分の生活費

親への負担 等



自営業・フリーランス

自営業は公的保障が少ないからもしもの時は特に不安…

収入の減少

失業の不安 等



ひとり親

私に何かあったら子供の世話は誰がするの？

子供の将来

シッター利用費 等



あなたに“もしも”が生じたときあなたやご家族の生活をしっかり守るための保険。



カスタマイズ自由自在!



死亡

高度障害

三大疾病

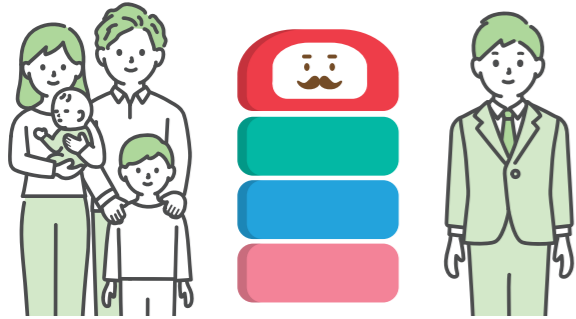
障害・介護

保険料払込免除

身体のトラブルは突然やってきます。それが、どんなに重大なものであっても、あなたや、あなたのご家族の生活は守られなければなりません。「ネオしゅうほ」は、“もしも”のとき、毎月年金をお支払いすることであなたとご家族をしっかり守ります。

“もしも”のとき、「家族」や「あなた」の生活はどうなるのでしょうか？

健康で元気に働いているとき



収支のバランスがとれている



もしものときに気になる費用

- 毎月の生活費は？
- お子さまの教育費は？
- 住宅ローンや家賃は？

収入が途絶えたり減少することを想像したことはありますか？



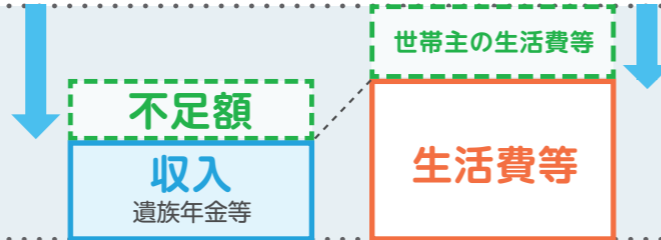
もしも 万一のことがあったとき

死亡

病気やケガが原因で亡くなってしまった



収支のバランスが崩れる



例えば どのくらい足りなくなる？

〈例〉会社員世帯でご遺族が配偶者と子供2人・平均標準報酬月額30万円の場合

$$\begin{matrix} \text{ご遺族の生活に必要な費用} & - & \text{遺族年金} & = & \text{不足額} \\ \text{(例)月額30万円} & & \text{月額約14.2万円} & & \text{月額約15.8万円} \end{matrix}$$

※上記事例は一例です。家族構成、国民年金や厚生年金への加入状況などの諸条件により年金額は異なります。

詳しくはP.21~P.22へ

もしも 病気やケガで働けなくなったとき

三大疾病

就業不能

病気(三大疾病)の悪化で以前と同じようには働けなくなった



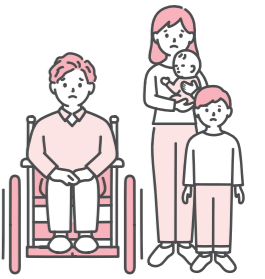
障害・介護

障害

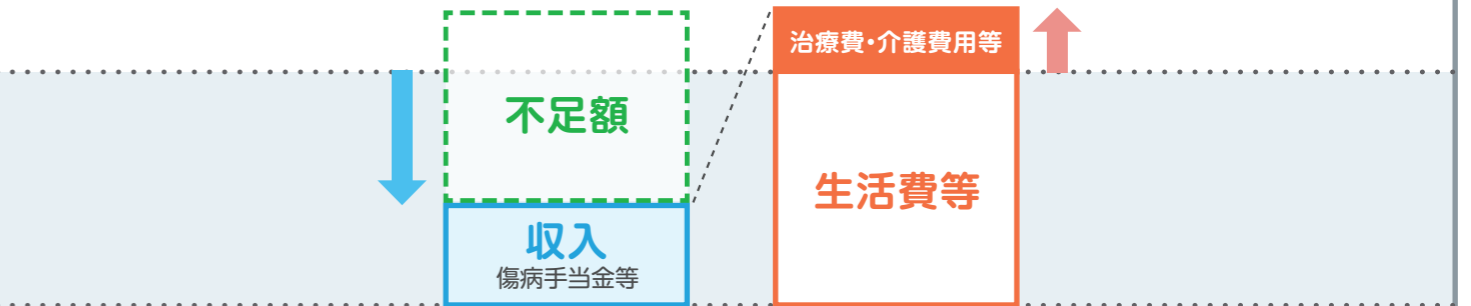
事故で障害が残り、仕事ができなくなった

介護

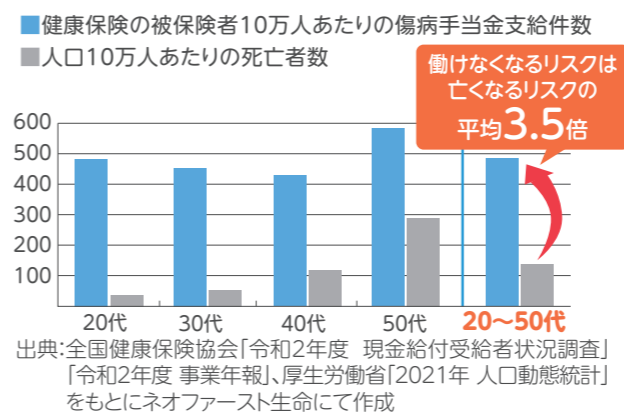
寝たきりになり、介護が必要になった



収支のバランスが崩れる



例えば 働けなくなるリスクって？



例えば どのくらい足りなくなる？

〈例〉自営業で配偶者のみの場合

$$\begin{matrix} \text{働けなくなった後の生活に必要な費用} & - & \text{障害基礎年金(障害等級2級)月額} & = & \text{不足額} \\ \text{(例)月額25万円} & & \text{約6.4万円} & & \text{月額約18.6万円} \end{matrix}$$

※上記事例は一例です。家族構成、国民年金や厚生年金への加入状況などの諸条件により年金額は異なります。

詳しくはP.21~P.22へ



基本プラン

万一に備えるプラン

詳しくはP.9へ

三大疾病に備えるプラン

詳しくはP.11へ

障害・介護に備えるプラン

詳しくはP.13へ

ネオじゅうほ の特徴と保障内容

●年金のお支払いなどの対象にならない場合があります。詳細についてはP.31～P.46「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。
●年金額については下記の限りではありません。取り扱いの金額範囲などについての詳細は募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。

基本プラン **主契約** **高度障害収入保障特則**

Point 1 死亡または、所定の高度障害状態に該当されたときに保険期間満了まで年金を毎月お受け取りいただけます。

※満期保険金、配当金はありません。また、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

Point 2 健康状態や喫煙状況等に応じて、保険料が安くなります。

詳しくはP.7～P.8へ

オプション

Point 3 特則・特約を選択することで、障害・介護状態や三大疾病にも備えることができます。

詳しくはP.11～P.16へ

<ご加入条件>

契約年齢	20歳～70歳(満年齢)
保険期間	40歳満期～80歳満期
保険料払込期間	保険期間と同一
保険料払込方法	月払、年払
年金額	5万円以上(1万円単位)
年金支払保証期間	2年または5年

※契約年齢と性別等との組み合わせによって、取り扱いえない保険期間などがあります。

基本プラン(主契約+高度障害収入保障特則)

主契約(死亡)

■お支払い事由に該当した時期ごとの収入保障年 [ご契約例] ●契約年齢:30歳 ●年金額:15万円 ●保険期間: ●年金支払保証期間:2年 ●高度障害収入保障特則

金受取総額の推移(イメージ)
・保険料払込期間:65歳まで適用

30歳 ご契約
40歳 ご契約日から10年1ヵ月目
50歳 ご契約日から20年1ヵ月目
65歳 保険期間満了

毎月15万円 × 12か月 × 25年 = 25年間の受取総額 **4,500万円** (25年分)

毎月15万円 × 12か月 × 15年 = 15年間の受取総額 **2,700万円** (15年分)

年金支払保証期間(2年)

2年間保証 年金額15万円×12ヵ月×2年 年金受取総額 **360万円**

(例) ●保険期間:65歳まで ●年金支払保証期間:2年 ●64歳(ご契約日から34年2ヵ月目)で支払事由該当

※主契約に各特則を適用する場合、各特則の保険期間・保険料払込期間、年金受取額等は主契約と同一になります。

年金支払保証期間	●年金のお支払いを保証する期間(年金支払保証期間は契約時に2年または5年を指定できます。)	金支払保証期間)があります。または5年をお選びいただけます。	2年間保証	年金額15万円×12ヵ月×2年 年金受取総額 360万円
高度障害状態	高度障害収入保障特則	被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき、高度障害収入保障年金を保険期間満了までお受け取りいただけます。	所定の高度障害状態とは、約款に定めるネオファースト生命所定の状態(たとえば両眼失明等)であり、公的な身体障害者認定基準などとは異なります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。	
死亡保障なし	死亡収入保障年金不担保特則	こちらの特則を適用した場合、死亡収入保障年金の受け取りはありません。 ●死亡保障が不要な場合、特則を適用することで、死亡保障を外せます。	「死亡収入保障年金不担保特則」を適用する場合、「高度障害収入保障特則」と「リビング・ニーズ特約(2018)」を適用・付加することはできません。	
障害介護状態	障害介護収入保障特則	所定の障害状態や要介護状態に該当したとき、以後の保険料のお払込みは不要になり、障害介護収入保障年金をお受け取りいただけます。	「障害介護収入保障特則」を適用する場合には、「高度障害収入保障特則」を適用することはできません。	詳細は P.13～P.16
三大疾病	特定疾病収入保障特則(2023)	がん(上皮内がんを含まない)・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払込みは不要になり、特定疾病収入保障年金をお受け取りいただけます。		詳細は P.11～P.12
	保険料払込免除特約(2021)	がん(上皮内がんを含む)・心疾患・脳血管疾患で所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。		

保険料払込免除となる事由

がん	上皮内がん	初めて医師により診断確定されたとき	※責任開始日からその日を含めて90日以内にがん診断確定された場合、保険料払込免除の対象となります。
心疾患	心疾患	急性心筋梗塞	1日以上入院(日帰り入院*を含む)をしたとき、または公的医療保険の給付対象となる手術を受けたとき
脳血管疾患	脳血管疾患	脳卒中	

*日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。保険料払込免除の対象になる日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。

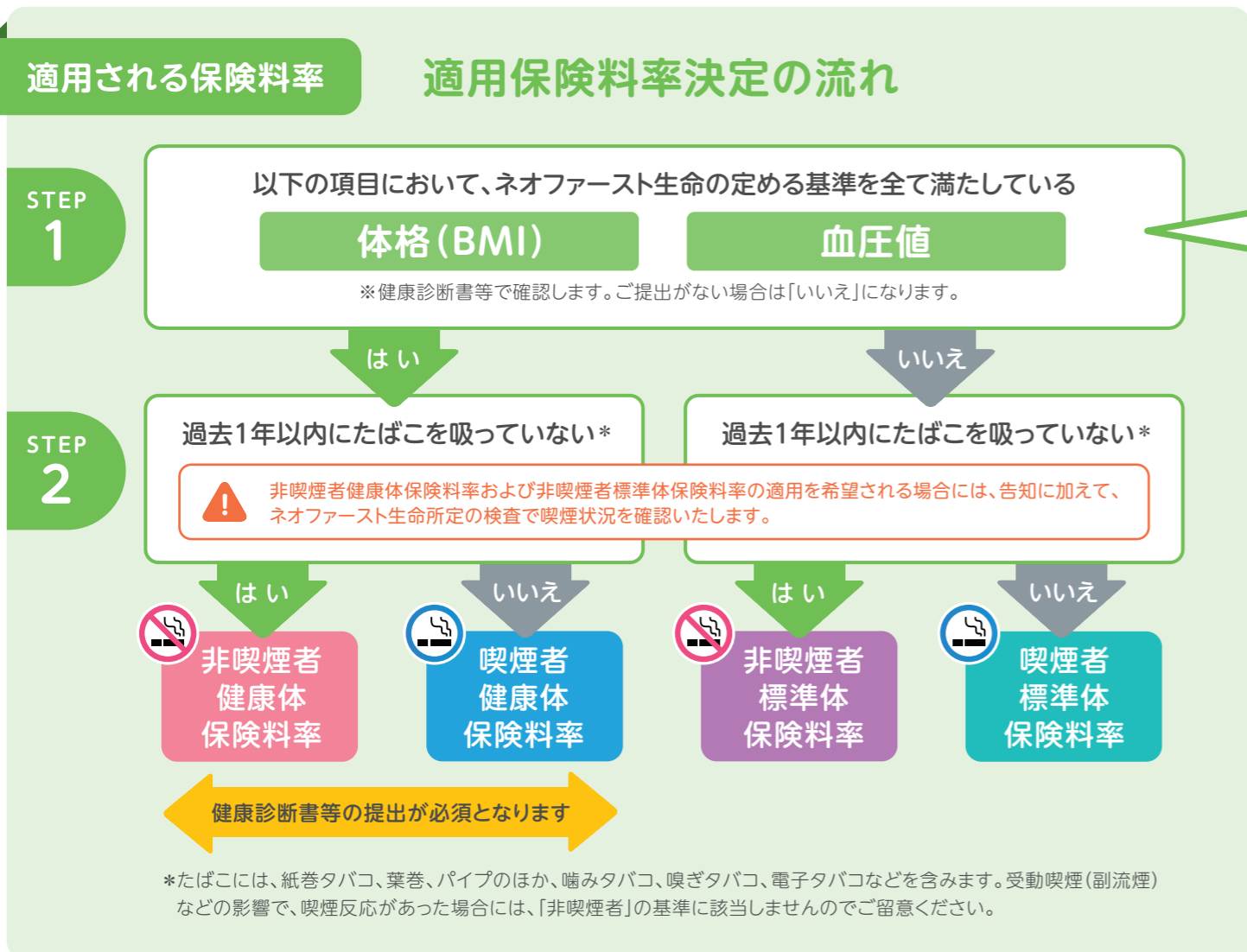
●みずほ銀行では、主契約に「高度障害収入保障特則」を適用した保障内容を「基本プラン」といいます。ただし、健康状態等により、「高度障害収入保障特則」が適用できない場合があります(この場合、所定の高度障害状態に該当した場合の保障はありません)。また、「高度障害収入保障特則」を適用しないことも可能です。

リビング・ニーズ特約(2018)

「リビング・ニーズ特約(2018)」を付加することで、余命6ヶ月以内と判断されたとき、生前にリビング・ニーズ保険金をお受け取りいただけます。

被保険者の健康状態や喫煙状況がネオファースト生命の定める基準を満たしている場合、満たしていない場合に比べて保険料が安くなります。

保険料率は被保険者の健康状態や喫煙状況等に応じて **非喫煙者健康体保険料率** **喫煙者健康体保険料率** **非喫煙者標準体保険料率** **喫煙者標準体保険料率** **保険料率区分なし** のいずれかを適用します。



基準 1 体格 (BMI) : 18以上27未満

BMI (ボディ・マス・インデックス)とは身長と体重のバランスを判断する指標です。

■ BMIの基準を満たす身長・体重の目安

身長 (cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重 (kg以上)	38	41	44	46	49	52	55	58	62	65
最高体重 (kg以下)	56	60	64	68	73	77	82	87	92	97

- 健康診断書等にBMIの値がある場合はその数値となります。
- 健康診断書等にBMIの値がない場合は健康診断書等に記載の身長・体重をもとに以下の計算で数値を算出します。

BMI = 体重 (kg) ÷ {身長 (m)}²

- ・体重 (kg) は小数点第1位以下を切り捨て
- ・身長 (m) は小数点第3位以下を切り捨て
- ・算出されたBMIは小数点第2位以下を切り上げ

基準 2 血圧値 : 以下の範囲内であること

最低血圧値	最高血圧値
90mmHg未満	140mmHg未満

●上記基準の数値は健康診断書等に記載されている数値で判定します。

《障害介護収入保障年金のみのご契約の場合》

保険料率区分なし 障害介護収入保障年金のみのご契約(「死亡収入保障年金不担保特則」と「障害介護収入保障特則」を適用)の場合、保険料率の細分化は行わず「保険料率区分なし」となります。

月払保険料例

[ご契約例] ●死亡収入保障年金：月額10万円 ●保険期間・保険料払込期間：60歳まで ●年金支払保証期間：2年 ●保険料払込方法：月払

契約年齢	非喫煙者健康体保険料率		喫煙者健康体保険料率		非喫煙者標準体保険料率		喫煙者標準体保険料率	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30歳	1,712円	1,410円	2,387円	2,277円	2,411円	1,589円	3,442円	2,680円
40歳	1,730円	1,595円	2,633円	2,517円	2,665円	1,794円	4,023円	3,016円

※適用する保険料率の決定と、ご契約のお引き受けに関する基準は同一ではありません。適用する保険料率に関わらず、ご契約のお引き受けができない場合があります。

※非喫煙者健康体保険料率および喫煙者健康体保険料率における「健康体」とは、本商品におけるネオファースト生命の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。

告知でのお申込みの場合は、**非喫煙者健康体保険料率** と **喫煙者健康体保険料率** が適用できないから注意してね!

基本プラン 万に 備えるプラン

〈主契約:死亡収入保障年金〉
〈高度障害収入保障特則:
高度障害収入保障年金〉

〔年金の支払事由〕

保険期間中、以下の①②のいずれかに該当したときに年金をお受け取りいただけます。

〈主契約:死亡収入保障年金〉

① 死亡したとき

〈高度障害収入保障特則:高度障害収入保障年金〉

② 以下の高度障害状態の いずれかに該当したとき

- 両眼の視力を全く永久に失った
- 言語またはしゃくの機能を全く永久に失った
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する
- 両上肢を手関節以上で失った
- 両上肢の運動機能を全く永久に失った
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失った
- 両下肢を足関節以上で失った
- 両下肢の運動機能を全く永久に失った
- 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失った
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失った
- 1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った

死亡したとき、または所定の高度障害状態に 該当したとき、年金をお受け取りいただけます。

年金のお支払いなどの対象にならない場合があります。
詳細についてはP.31~P.46「重要事項説明書(契約概要・
注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」など所定の
資料を必ずお読みください。

ご契約例

■契約年齢/30歳 ■保険期間・保険料払込期間/65歳まで ■年金月額/10万円 ■年金支払保証期間/2年
■高度障害収入保障特則適用 ■非喫煙者健康体保険料率

年金受取総額 ▶ 月額10万円×12か月×20年=2,400万円



上記ご契約例の月払保険料

男性 2,304円
女性 1,907円

〈参考〉死亡保障のみの場合の月払保険料
(高度障害収入保障特則を適用しない場合)

男性 2,231円
女性 1,851円

参考データ

どのくらい備える必要がある?

■2人以上世帯の生活費(勤労者世帯) ■幼稚園から大学までの教育費*2

すべて公立で 約 794万円
すべて私立で 約 2,298万円

1か月約30.9万円*1

*1 出典:総務省統計局「家計調査報告[家計収支編]2021年平均結果ネオファースト生命にて算出

*2 幼稚園3年間、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、大学4年
出典:文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査の結果について」、
令和3年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」をもと

家族の生活を守るにはどれくらいの
備えが必要なんだろう…?



主人に万一のことがあったら
子供の教育費はどうなるのかしら…?



遺族年金だけだと不安?

■遺族年金の受給と年金額の目安(年金額は2021年度の金額)

妻と子供2人の場合		妻と子供1人の場合	
会社員世帯	遺族基礎年金 + 遺族厚生年金 月額 約14.8万円	会社員世帯	遺族基礎年金 + 遺族厚生年金 月額 約13.0万円
自営業世帯	遺族基礎年金 月額 約10.2万円	自営業世帯	遺族基礎年金 月額 約8.3万円

※子供は18歳到達年度の末日までの子供の他に、20歳未満で1級・2級の障害状態にある方を含みます
※会社員世帯の年金額は、夫の平均標準報酬月額を35万円、加入期間を25年(300か月)として計算
※平成15年4月以降は総報酬制の適用を受けるが、ここでは賞与総額が全月収の30%として計算
※一定の条件のもとに算出した計算上の目安額であり、実際の支給額を約束するものではありません

三大疾病に備えるプラン

〈特定疾病収入保障特則(2023):
特定疾病収入保障年金〉
〈死亡収入保障年金不担保特則〉

〔年金の支払事由〕

保険期間中、以下の事由に該当したときに年金をお受け取りいただけます。

〈特定疾病収入保障特則(2023):特定疾病収入保障年金〉

三大疾病で以下のいずれかに該当したとき

がん(上皮内がんを含まない)

初めて医師により所定のがん(上皮内がんを含まない)と診断確定されたとき

※責任開始日からその日を含めて90日以内にごんと診断確定された場合、支払事由に該当しません。

急性心筋梗塞

急性心筋梗塞の治療を目的として、継続20日以上入院をしたとき、または、急性心筋梗塞の治療を目的として、手術を受けたとき

脳卒中

脳卒中の治療を目的として、継続20日以上入院をしたとき、または、脳卒中の治療を目的として、手術を受けたとき

「死亡保障」を外した
「三大疾病保障」のみで
お申込みできるよ!



がん・急性心筋梗塞・脳
該当したとき、年金をお

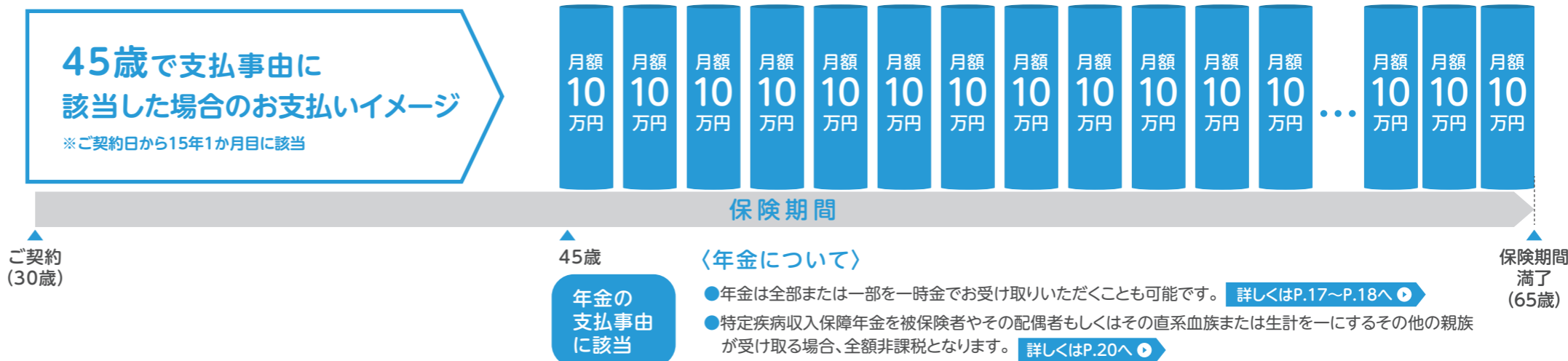
卒中で所定の状態に
受け取りいただけます。

年金のお支払いなどの対象にならない場合があります。
詳細についてはP.31~P.46「重要事項説明書(契約概要・
注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」など所定の
資料を必ずお読みください。

ご契約例

■契約年齢/30歳 ■保険期間・保険料払込期間/65歳まで ■年金月額/10万円 ■年金支払保証期間/2年
■特定疾病収入保障特則(2023)適用 ■死亡収入保障年金不担保特則適用 ■非喫煙者健康体保険料率

年金受取総額 ▶ 月額10万円×12か月×20年=2,400万円



上記ご契約例の月払保険料

男性 6,084円
女性 9,194円

〈参考〉死亡保障がある場合の月払保険料
(死亡収入保障年金不担保特則を適用しない場合)

男性 8,016円
女性 10,231円

参考データ

三大疾病の総患者数はどのくらい?

がん(悪性新生物)
365.6万人

急性心筋梗塞
7.5万人

脳卒中
146.2万人

三大疾病合計
519.3万人

出典:厚生労働省「令和2年患者調査」

がんになって収入が減ったって
聞いたことがあるわ…



がんになったときの
家計への影響は?

がん罹患により、
収入が減った

49.4%
(患者本人の収入)

■経済的負担への対応
(複数回答)

貯蓄を
切り崩した 43.7%

生活費を
削った 16.8%

出典:東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」
(平成31年3月)

三大疾病って、意外に身近なものかも…



三大疾病になったとき、
日常生活への影響は?

通院している病気

■日常生活に
影響がある ■日常生活に
影響はない

がん(悪性新生物) 41.0% 59.0%

狭心症・心筋梗塞 34.0% 66.0%

脳卒中 52.2% 47.8%

出典:厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」

障害・介護に備えるプラン

〈障害介護収入保障特則：障害介護収入保障年金〉
〈死亡収入保障年金不担保特則〉

〔年金の支払事由〕

保険期間中、以下の事由に該当したときに年金をお受け取りいただけます。

《障害介護収入保障特則：障害介護収入保障年金》

以下の障害状態、要介護状態のいずれかに該当したとき

身体障害者手帳(1級～4級)の交付

身体障害者福祉法に定める1級から4級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき

障害年金の所定の等級に認定

国民年金法にもとづく障害の級別が1級または2級の障害*1に該当し、障害基礎年金の受給権が生じたとき

*1 2級は精神の障害を原因とする場合を除きます

要介護1以上に認定

公的介護保険制度の要介護1～5に認定されたとき

「死亡保障」を外した「障害・介護保障」のみでお申込みできるよ!



所定の障害状態・要介護年金をお受け取りいた

状態に該当したとき、だけです。

年金のお支払いなどの対象にならない場合があります。詳細についてはP.31～P.46「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。

ご契約例

- 契約年齢 / 30歳
- 保険期間・保険料払込期間 / 65歳まで
- 年金月額 / 10万円
- 年金支払保証期間 / 2年
- 障害介護収入保障特則適用
- 死亡収入保障年金不担保特則適用
- 保険料率区分なし

年金受取総額 ▶ 月額10万円 × 12か月 × 20年 = 2,400万円



上記ご契約例の月払保険料

男性 3,073円
女性 2,271円

〈参考〉死亡保障がある場合の月払保険料*2 (死亡収入保障年金不担保特則を適用しない場合)

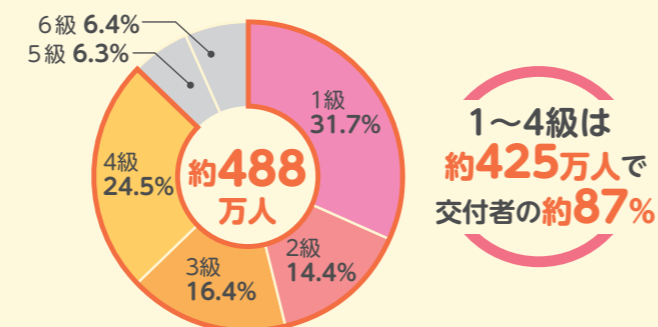
男性 4,427円
女性 3,623円

*2 非喫煙者健康体保険料率を適用した場合

参考データ

障害状態にある人はどのくらいいるの?

■ 身体障害者手帳(1～4級)の交付数(18歳以上)



出典:厚生労働省「令和2年度 福祉行政報告例」

■ 障害年金(1・2級)の受給者数



出典:厚生労働省「令和元年 年金制度基礎調査」をもとにネオファースト生命にて作成

要介護1～5の認定者数は約501.4万人

■ 要介護(要支援)度別認定者数

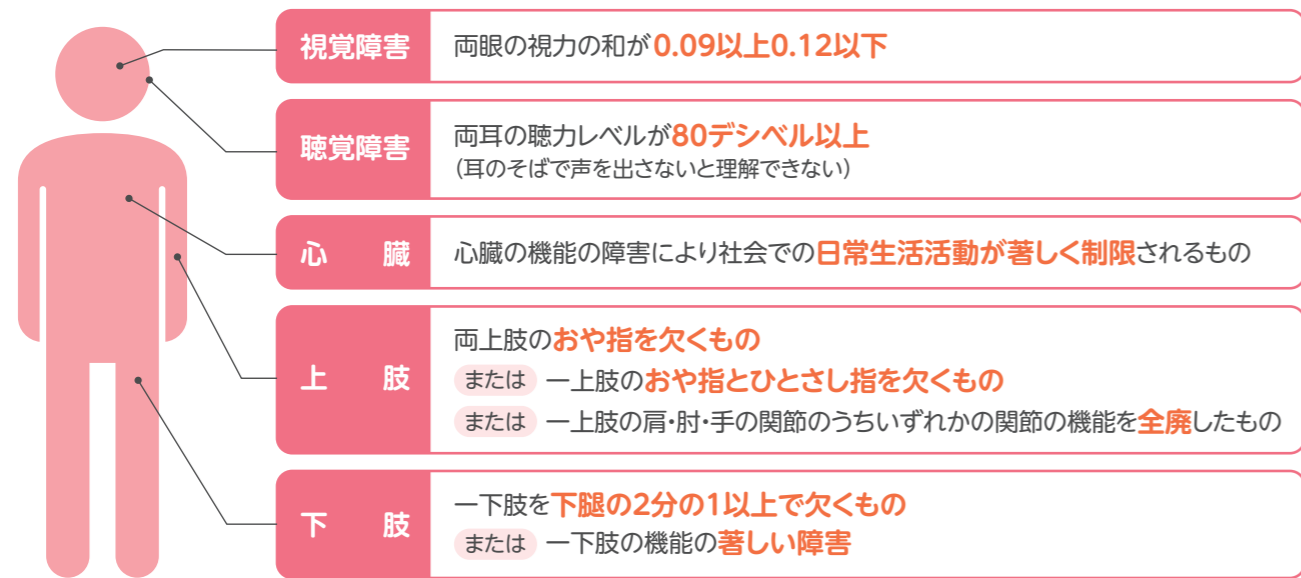


出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)令和4年6月分」

障害状態・要介護状態について

身体障害者手帳4級ってどんな状態？

障害介護収入保障年金の支払対象となる「身体障害者手帳4級」に該当する状態とは、以下のような障害程度となります(身体障害者障害程度等級4級の一例です)。



出典:厚生労働省「身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)」

要介護1ってどんな状態？

障害介護収入保障年金の支払対象となる「要介護1」以上とは、以下のような状態が目安となります。

軽	要支援	1	日常生活は一人でできるが、家事など一部において見守りや手助けが必要
		2	日常生活はほぼ一人でできるが、歩行や入浴など支援を必要とする場面が多い
重症	要介護	1	基本的に日常生活は自分でできるが、排泄や入浴時等に見守りや介助が必要
		2	立ち上がりや歩行が自力でできない場合が多く、食事や排泄、入浴等に介助が必要
		3	立ち上がりや歩行、排泄や入浴、着替え等、日常生活にほぼ全面的な介助が必要
		4	日常生活全般にわたり、介助なしでは日常生活が困難
		5	介助なしでは日常生活を送ることが不可能。基本的に寝たきりの状態

監修:東京中央障害年金・中村事務所



公的介護保険制度における要介護認定は40歳以上の方が対象となり、39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。
また、40～64歳の第2号被保険者は要介護認定の対象となる原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護支援が必要と認められた場合に対象となります。詳しくは、厚生労働省等のホームページをご確認ください。

国民年金法に定める障害年金の等級と受給例について

障害介護収入保障年金の支払対象となる「障害等級1級」「障害等級2級(精神障害以外)」とは、以下の

■制度のイメージ

		〈会社員・公務員の場合〉	
		障害基礎年金 + 障害厚生年金	
重症	3級	労働が著しい制限を受ける、または労働に著しい制限を加える必要がある状態。	障害厚生年金
	2級	家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできない状態。	障害厚生年金 + 配偶者の加給年金 + 障害基礎年金 + 子の加算
	1級	他人の介助がなければほとんど日常生活を送ることができない状態。たとえば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない状態。	障害厚生年金 + 配偶者の加給年金 + 障害基礎年金 + 子の加算

- 障害年金は、国民年金や厚生年金保険にご加入の方が、障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
- 障害年金には「障害基礎年金」、「障害厚生年金」の2種類がありますが、どの障害年金を受取れるかは初診日に加入している年金制度によって異なります。
- 初診日に会社員・公務員の方は、「障害基礎年金」+「障害厚生年金」の受給対象となります。
- 障害の程度によって障害等級が異なり(障害等級1級・2級・3級)、障害年金の額は等級や所得、家族構成等によって異なります。

ような障害程度となります。

■【参考】身体障害者手帳と障害年金の違い

	身体障害者手帳	障害年金
根拠法令	身体障害者福祉法	国民年金法 厚生年金保険法
申請場所	市区町村の障害者福祉担当窓口	年金事務所 または年金相談センターの窓口
申請書類	指定医師による身体障害者診断・意見書等	医師による診断書等 ※レントゲンフィルム、心電図のコピーが必要な場合もあり
申請時期	初診日から6か月を経過した日以降	「初診日から1年6か月を経過した日」 または「症状固定日」のいずれか早い日以降
診断する医師	都道府県知事の指定する医師	通常の医師
更新	原則更新なし*	原則1年～5年ごとに更新あり

* 障害の状態の変化が予想される場合に再認定が実施されることもあります。身体障害者手帳に、再認定期月が記載されている場合は、更新が必要です。

監修:東京中央障害年金・中村事務所

年金のお受け取りについて

年金のお受け取り方法は状況に応じてご選択いただけます。

[ご契約例] ●契約年齢:35歳 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで ●年金支払保証期間:2年
被保険者さまが40歳(ご契約日から5年1か月目)で支払事由に該当された場合の例です。

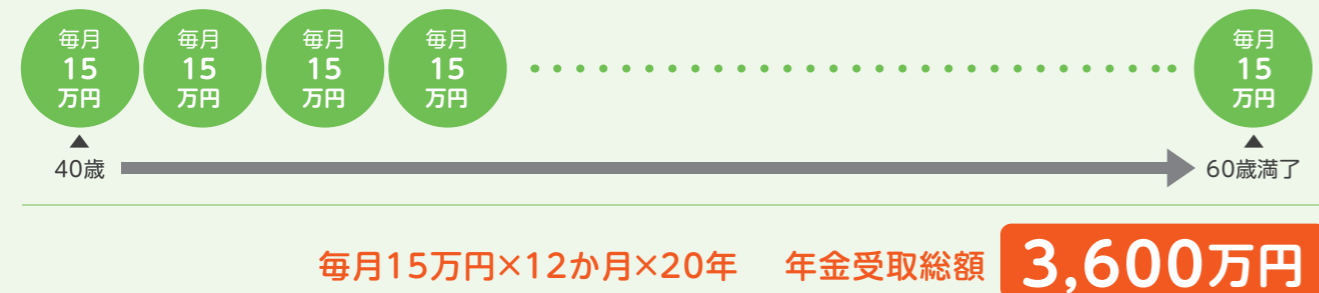
1 毎月お受け取りいただく場合

- 出費の多いライフイベントの予定がない場合
- 大きな出費に備えた貯蓄がある場合

など



保険期間の満了まで年金を毎月お受け取りいただけます。



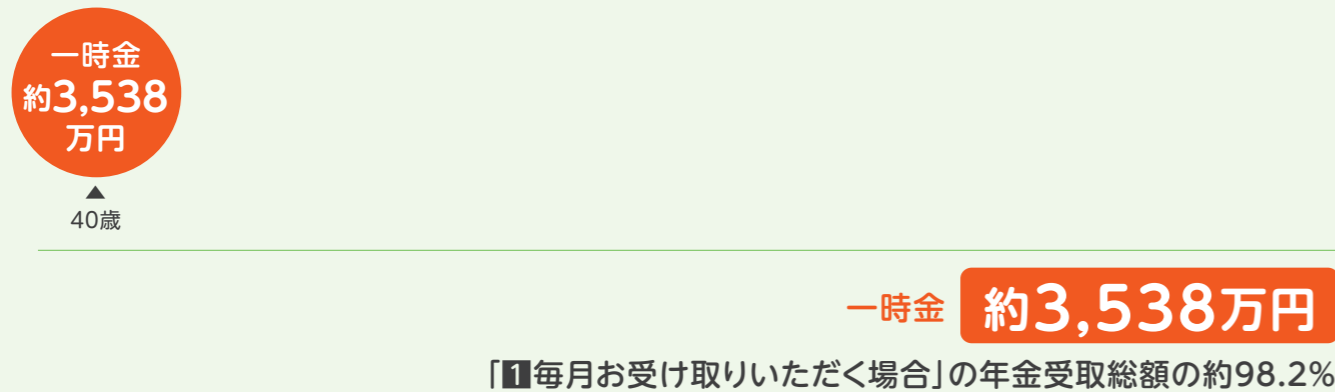
2 全額を一時金でお受け取りいただく場合

- お子さまの進学など、出費の多いライフイベントが控えている場合
- がんなどの高額な治療費が必要な場合や障害状態にあわせ家のリフォームをする場合

など



毎月の年金をお受け取りいただくかわりに年金の現価を一時金としてお受け取りいただけます。



※契約年齢等によってお受け取りいただける金額は異なります。詳細は募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。

一時金で受け取る場合も、毎月受け取る場合と比べて
あまり変わらない金額で受け取りできるんだね!



対象となる年金

死亡収入保障年金／高度障害収入保障年金／
障害介護収入保障年金／特定疾病収入保障年金

3 毎月の年金受け取りと一時金受け取りを組み合わせる場合

- お子さまの独立など予想できるライフイベントに合わせて一時金を受け取りたい場合

など



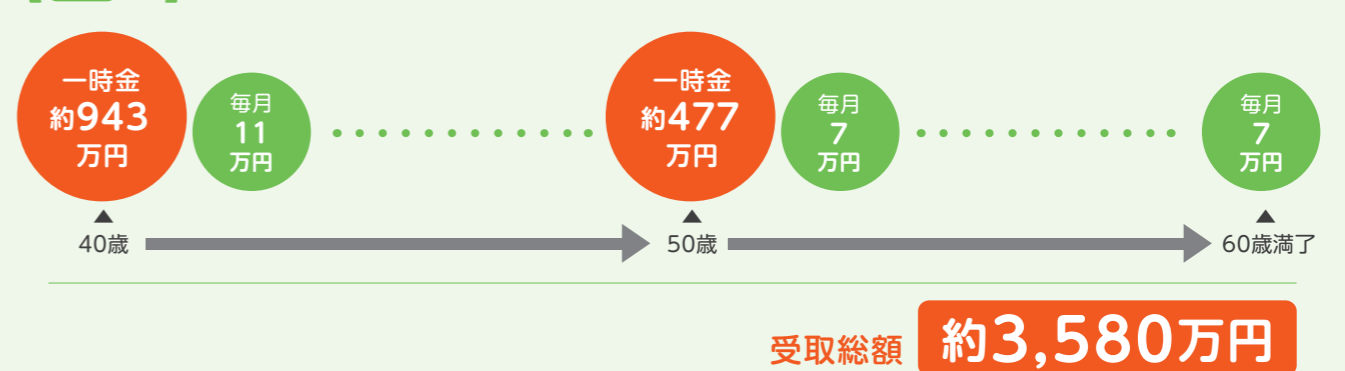
[3-1] 年金開始時に年金の一部を一時金として、残りを毎月年金としてお受け取りいただけます。



[3-2] まとまった資金が必要な時点で残りの年金を一時金としてお受け取りいただけます。



[3-3] 年金の一部を一時金として、複数回お受け取りいただくこともできます。



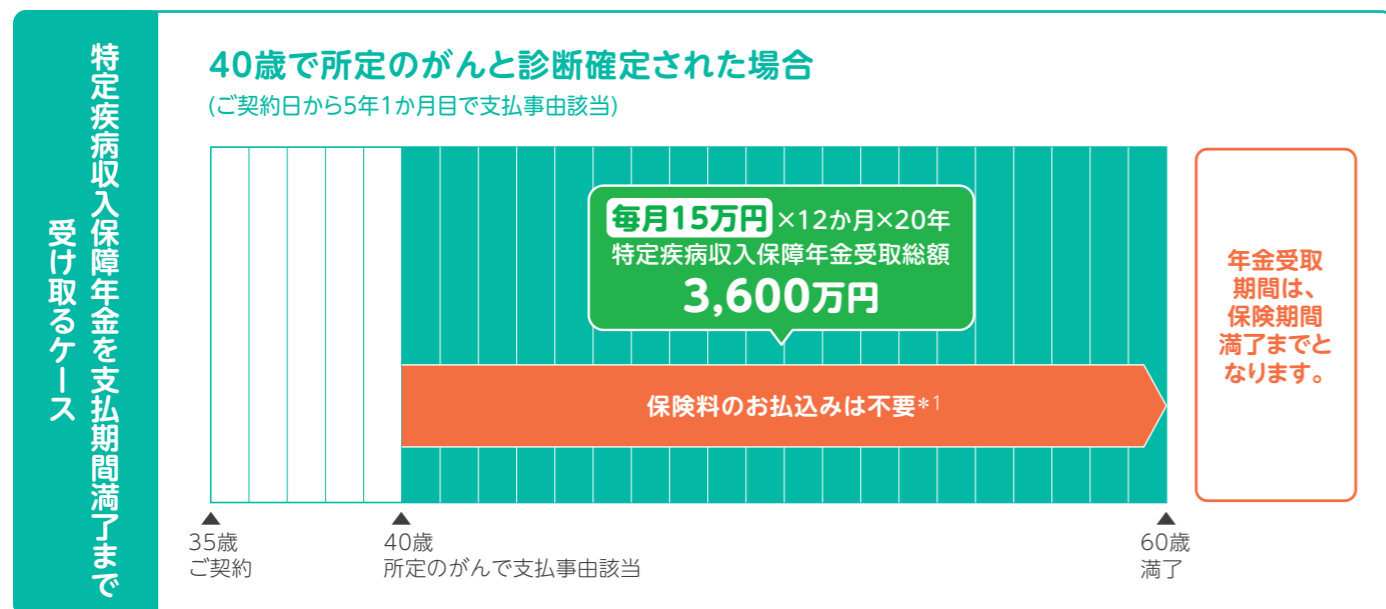
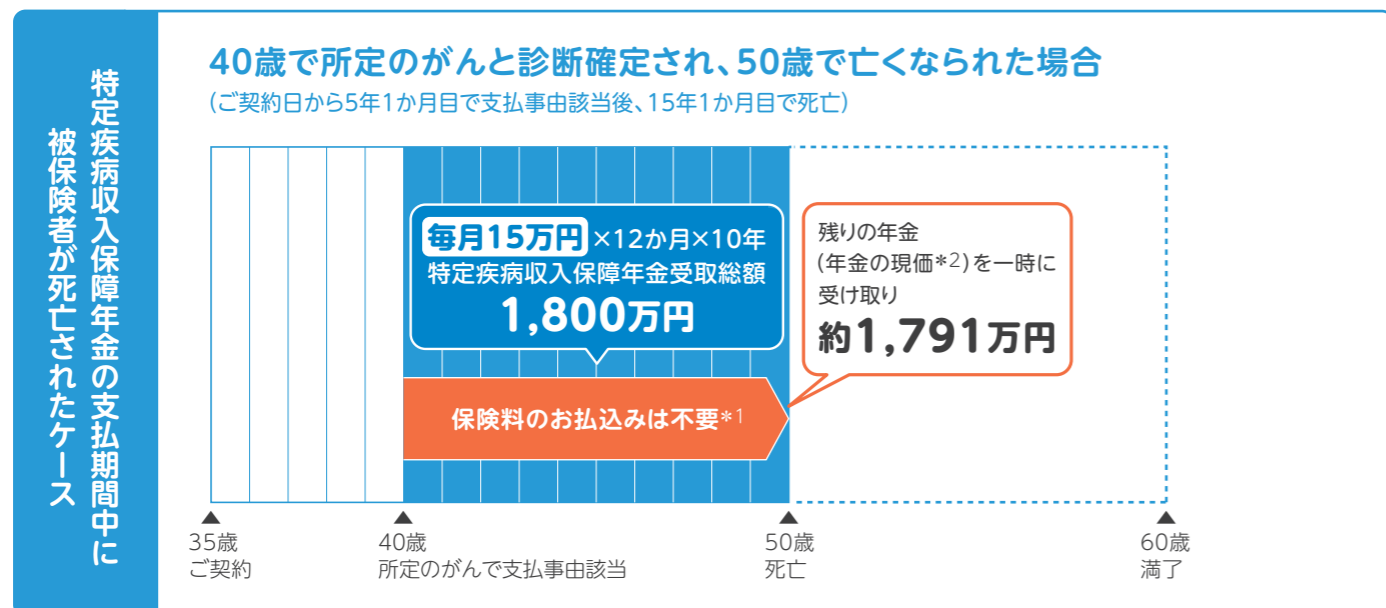
※死亡収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金のお受け取り方法は、毎月お受け取りいただく方法や全額を一時にお受け取りいただく方法、これらを組み合わせる方法をご選択いただけます。年金の未支払分の現価の全部を一時に支払った場合、ご契約は消滅します。また、年金の未支払分の現価の一部を一時に支払った場合、将来の年金月額を減額します(減額後の年金月額が5万円を下回る時には、お取り扱いできません)。

各特則適用時の年金受取の注意点

高度障害収入保障特則 特定疾病収入保障特則(2023) 障害介護収入保障特則 に
共通の取り扱いです。

各特則の年金支払期間中に被保険者が死亡された場合には、年金の未支払分の現価を法定相続人に一時にお支払いし、ご契約は消滅します(死亡収入保障年金のお支払いはありません)。下記は「特定疾病収入保障特則(2023)」を適用している場合の例となります。

[ご契約例] ●契約年齢:35歳 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで ●年金支払保証期間:2年
●特定疾病収入保障特則(2023)適用



*1 特定疾病収入保障年金支払開始後は保険料のお払込みは不要です。
*2 年金の現価とは将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。
*死亡収入保障年金と特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。また、特定疾病収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。
*「死亡収入保障年金不担保特則」が適用されたご契約において、年金の支払事由に該当される前に被保険者が死亡された場合には、ご契約は消滅します。ご契約の消滅に伴う返戻金のお支払いはありません。

Q&A



税務の取り扱いについて教えてください。

A

お払い込みいただいた保険料は「死亡収入保障年金不担保特則」の適用有無によって、一般生命保険料控除もしくは介護医療保険料控除のいずれかの対象となります。また、年金のお受け取りについては、下記をご確認ください。

●適用される生命保険料控除

死亡収入保障年金不担保特則を適用しない場合	一般生命保険料控除
死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合	介護医療保険料控除

死亡収入保障年金

契約者(保険料負担者)・被保険者と死亡収入保障年金受取人の関係によって、つぎのとおり死亡収入保障年金に対する税金が異なります。

契約例			年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
契約者	被保険者	年金受取人	死亡時	毎年の年金受取時	
契約者と被保険者が同一の場合			相続税 (年金の評価額に) 対して課税	所得税(雑所得) + 住民税	相続税
本人	本人	配偶者			相続税
契約者と年金受取人が同一の場合			-	所得税(雑所得) + 住民税	所得税 (一時所得) + 住民税
本人	配偶者	本人			所得税 (一時所得) + 住民税
契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合			贈与税 (年金の評価額に) 対して課税		贈与税
本人	配偶者	子			贈与税

高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金

高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

税務の取り扱い等については、2022年10月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しております。個別のケースにおける税務の取り扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。



万一のときや働けなくなったときの公的保障について教えてください。

A 下記のとおり、条件によって保障や遺族年金の金額が異なります。

万一のとき

のこされたご家族に遺族年金が支給されます。

〈会社員・公務員等のイメージ〉

〈自営業者等のイメージ〉



働けなくなったとき

傷病手当金や障害年金が支給されることがあります。

〈会社員・公務員等のイメージ〉

〈自営業者等のイメージ〉



遺族基礎年金 (自営業者・会社員・公務員等)	遺族基礎年金は、自営業・会社員・公務員等の方が亡くなったとき、「子のある配偶者」または「子」に支給される年金です。 ※「子」とは、18歳到達年度の末日まで(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで)の未婚の子です。
遺族厚生年金 (会社員・公務員等)	遺族厚生年金は、会社員・公務員等の方が亡くなったとき、一定要件を満たすご遺族に支給される年金です。

※詳しい受給要件等については、日本年金機構等のホームページをご確認ください。

傷病手当金	<ul style="list-style-type: none"> 業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与等の支払いがない場合に、4日目から通算して1年6か月間にわたり給与等の約3分の2が健康保険等から支給される制度です。 一般的に国民健康保険の加入者(自営業者等)には傷病手当金は支給されません。 加入している健康保険組合等によっては、付加給付により上乗せ給付がある場合があります。
障害年金	<ul style="list-style-type: none"> 障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。 障害年金には障害基礎年金、障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受給できるかは、初診日にどの年金制度に加入しているかによって異なります。 障害基礎年金は障害等級1級・2級、障害厚生年金は障害等級1級～3級が受給対象となりますが、年金額は障害等級や所得、家族構成等によって異なります。

※詳しい受給要件等については、日本年金機構および全国健康保険協会等のホームページをご確認ください。

遺族年金支給額(概算額)早見表 (2022年10月時点)

平均標準報酬月額	会社員・公務員等(遺族基礎年金+遺族厚生年金)							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	32.0	2.6	132.2	11.0	154.6	12.8	162.0	13.5
30万円	48.0	4.0	148.2	12.3	170.6	14.2	178.0	14.8
40万円	64.1	5.3	164.2	13.6	186.6	15.5	194.1	16.1
50万円	80.1	6.6	180.3	15.0	202.6	16.8	210.1	17.5
平均標準報酬月額	自営業者等(遺族基礎年金)							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
	0.0	0.0	100.1	8.3	122.5	10.2	130.0	10.8

- 平均標準報酬月額とは、「被保険者であった期間の標準報酬月額の合計」を「被保険者であった期間の月数」で割った額で、年金額の計算の基礎となるものです。
- 遺族厚生年金の年金額については、2003年4月から導入されている総報酬制を考慮し、賞与が一定割合(年間3.6か月分)支給される前提で「平均標準報酬月額」のみを使用して簡易的に算出しています。また、遺族厚生年金の場合、現役会社員・公務員等の厚生年金の加入期間は最低300月分が保障されるため、当資料についても加入期間を300月として計算しています。
- 遺族厚生年金には、一定の要件を満たす妻に中高齢寡婦加算(年額約58.3万円)が支給されるケースもありますが、当資料では考慮していません。
- 2015年10月より厚生年金と共済年金が一元化されたため、公務員等が亡くなった場合も遺族厚生年金が支給されますが、経過措置により過去の加入期間に応じた旧職域加算に対応する年金が支払われるケースもあります。
- 表中の「子」とは、18歳到達年度の末日まで(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで)の未婚の子のことで、各年金額は千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と合致しないことがあります。

障害年金支給額(概算額)早見表 (2022年10月時点)

平均標準報酬月額	障害等級	会社員・公務員等(障害基礎年金+障害厚生年金)							
		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	1級	173.0	14.4	195.4	16.2	217.8	18.1	225.2	18.7
		199.7	16.6	222.1	18.5	244.5	20.3	251.9	20.9
		226.4	18.8	248.8	20.7	271.2	22.6	278.7	23.2
		253.2	21.1	275.5	22.9	297.9	24.8	305.4	25.4
30万円	2級	142.9	11.9	165.2	13.7	187.6	15.6	195.1	16.2
		164.2	13.6	186.6	15.5	209.0	17.4	216.5	18.0
		185.6	15.4	208.0	17.3	230.4	19.2	237.8	19.8
		207.0	17.2	229.4	19.1	251.7	20.9	259.2	21.6
平均標準報酬月額	障害等級	自営業者等(障害基礎年金)							
		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
97.2	8.1	119.6	9.9	141.9	11.8	149.4	12.4		
77.7	6.4	100.1	8.3	122.5	10.2	130.0	10.8		

- 障害厚生年金の年金額については、2003年4月から導入されている総報酬制を考慮し、賞与が一定割合(年間3.6か月分)支給される前提で「平均標準報酬月額」のみを使用して簡易的に算出しています。また、障害厚生年金の場合、現役会社員・公務員等の厚生年金の加入期間は最低300月分が保障されるため、当資料についても加入期間を300月として計算しています。
- 障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額(年額約22.4万円)を含んでいます。
- 2015年10月より厚生年金と共済年金が一元化されていますが、同年9月までの共済年金の加入期間を有し、その期間中に初診日がある公務員等の場合には、当該加入期間に応じた旧職域加算に対応する年金が上乗せ支給されるケースがあります。なお、公務員等の世帯については、障害の原因が公務や通勤災害によらない場合の金額です。
- 表中の「子」とは、18歳到達年度の末日まで(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで)の未婚の子のことで、各年金額は千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と合致しないことがあります。

監修:東京中央障害年金・中村事務所

月払保険料例 男性

●年金額:10万円 ●年金支払保証期間:2年

■非喫煙者健康体保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし			
	特則なし	高度障害収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり*	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり
20	2,258	2,326	6,619	4,003	6,692	8,045	4,517	2,499	6,017
21	2,251	2,320	6,734	4,033	6,808	8,191	4,654	2,547	6,186
22	2,234	2,304	6,859	4,056	6,932	8,349	4,802	2,595	6,369
23	2,219	2,290	6,981	4,084	7,055	8,505	4,955	2,650	6,559
24	2,205	2,274	7,111	4,114	7,182	8,672	5,108	2,705	6,751
25	2,194	2,265	7,250	4,146	7,324	8,849	5,264	2,759	6,947
26	2,194	2,265	7,393	4,191	7,462	9,028	5,422	2,816	7,146
27	2,199	2,270	7,542	4,241	7,612	9,215	5,583	2,873	7,346
28	2,209	2,282	7,698	4,298	7,768	9,410	5,749	2,936	7,556
29	2,222	2,294	7,856	4,362	7,927	9,611	5,914	3,002	7,767
30	2,231	2,304	8,016	4,427	8,087	9,819	6,084	3,073	7,989
31	2,239	2,314	8,180	4,498	8,250	10,036	6,256	3,154	8,220
32	2,244	2,320	8,344	4,571	8,411	10,259	6,431	3,238	8,458
33	2,249	2,325	8,507	4,650	8,576	10,485	6,609	3,327	8,702
34	2,257	2,334	8,675	4,732	8,744	10,716	6,789	3,416	8,949
35	2,272	2,351	8,844	4,819	8,913	10,946	6,970	3,503	9,196
36	2,294	2,374	9,044	4,909	9,112	11,205	7,178	3,586	9,467
37	2,322	2,405	9,244	5,003	9,313	11,464	7,386	3,666	9,737
38	2,353	2,436	9,438	5,101	9,508	11,719	7,590	3,744	10,004
39	2,383	2,468	9,629	5,202	9,697	11,973	7,789	3,826	10,270
40	2,412	2,498	9,808	5,315	9,879	12,230	7,981	3,920	10,541
41	2,434	2,522	9,975	5,433	10,044	12,481	8,163	4,022	10,811
42	2,451	2,542	10,125	5,587	10,195	12,753	8,335	4,164	11,106
43	2,544	2,634	10,259	5,803	10,330	12,998	8,494	4,375	11,379
44	2,654	2,745	10,379	6,011	10,450	13,206	8,644	4,581	11,621
45	2,759	2,851	10,481	6,178	10,552	13,365	8,776	4,753	11,814
46	2,859	2,951	10,566	6,300	10,637	13,473	8,895	4,883	11,961
47	2,958	3,050	10,629	6,386	10,701	13,529	8,995	4,981	12,057
48	3,031	3,121	10,667	6,427	10,737	13,542	9,072	5,033	12,114
49	3,016	3,106	10,677	6,378	10,746	13,525	9,121	4,995	12,142
50	3,000	3,090	10,654	6,353	10,721	13,498	9,140	4,982	12,161
51	2,986	3,074	10,564	6,369	10,629	13,437	9,094	5,011	12,148
52	2,972	3,058	10,432	6,413	10,495	13,358	9,008	5,070	12,118
53	2,955	3,039	10,259	6,448	10,318	13,232	8,882	5,128	12,043
54	2,932	3,014	10,038	6,432	10,096	13,020	8,713	5,141	11,886
55	2,903	2,982	9,773	6,333	9,827	12,696	8,503	5,077	11,619

■非喫煙者健康体保険料率<保険料払込免除特約(2021)あり>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし			
	特則なし	高度障害収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり*	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり
20	2,446	2,519	6,802	4,314	6,877	8,261	4,651	2,757	6,189
21	2,442	2,516	6,925	4,352	7,001	8,417	4,795	2,814	6,366
22	2,431	2,506	7,059	4,386	7,134	8,585	4,950	2,875	6,558
23	2,418	2,495	7,189	4,423	7,265	8,751	5,110	2,941	6,758
24	2,407	2,482	7,328	4,462	7,401	8,929	5,271	3,007	6,959
25	2,402	2,478	7,476	4,507	7,550	9,116	5,435	3,075	7,165
26	2,405	2,483	7,627	4,561	7,698	9,305	5,601	3,144	7,373
27	2,417	2,494	7,784	4,624	7,857	9,502	5,769	3,216	7,583
28	2,430	2,509	7,949	4,691	8,021	9,708	5,942	3,291	7,802
29	2,447	2,525	8,115	4,765	8,188	9,919	6,115	3,370	8,023
30	2,462	2,542	8,284	4,844	8,356	10,137	6,292	3,458	8,255
31	2,474	2,555	8,455	4,926	8,527	10,364	6,472	3,554	8,494
32	2,482	2,565	8,627	5,011	8,697	10,598	6,655	3,655	8,742
33	2,492	2,576	8,799	5,104	8,871	10,834	6,841	3,762	8,997
34	2,506	2,590	8,976	5,200	9,047	11,076	7,029	3,870	9,255
35	2,525	2,612	9,155	5,301	9,227	11,319	7,220	3,974	9,514
36	2,554	2,642	9,366	5,407	9,437	11,591	7,438	4,076	9,798
37	2,588	2,678	9,578	5,515	9,650	11,864	7,656	4,173	10,081
38	2,626	2,718	9,785	5,630	9,857	12,134	7,872	4,270	10,362
39	2,665	2,758	9,987	5,749	10,058	12,403	8,082	4,372	10,642
40	2,700	2,795	10,178	5,879	10,251	12,673	8,284	4,485	10,927
41	2,728	2,825	10,354	6,013	10,426	12,937	8,476	4,605	11,208
42	2,749	2,848	10,512	6,184	10,585	13,220	8,656	4,770	11,516
43	2,863	2,964	10,653	6,434	10,727	13,475	8,822	5,023	11,799
44	3,004	3,106	10,778	6,681	10,852	13,691	8,978	5,279	12,050
45	3,140	3,241	10,884	6,885	10,958	13,856	9,115	5,495	12,251
46	3,270	3,370	10,972	7,039	11,045	13,968	9,238	5,663	12,402
47	3,397	3,498	11,037	7,152	11,110	14,024	9,340	5,795	12,500
48	3,493	3,593	11,073	7,212	11,146	14,036	9,418	5,870	12,557
49	3,475	3,574	11,079	7,156	11,150	14,013	9,465	5,824	12,581
50	3,456	3,554	11,048	7,124	11,118	13,976	9,478	5,803	12,593
51	3,435	3,532	10,946	7,130	11,013	13,902	9,423	5,824	12,569
52	3,415	3,509	10,799	7,165	10,864	13,806	9,324	5,875	12,524
53	3,388	3,480	10,606	7,185	10,667	13,659	9,182	5,920	12,431
54	3,353	3,443	10,363	7,147	10,423	13,422	8,996	5,911	12,252
55	3,310	3,395	10,075	7,016	10,131	13,069	8,766	5,810	11,961

●契約日が2023年2月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。 ●保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。 ●記載以外の保険期間・年金額等については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。 *障害介護収入保障年金のみのご契約の場合、「保険料率区分なし」となります。

■非喫煙者標準体保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし			
	特則なし	高度障害収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり*	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり
20	2,988	3,081	9,140	4,728	9,236	10,548	6,297	2,499	7,777
21	2,998	3,092	9,357	4,774	9,455	10,796	6,512	2,547	8,024
22	2,996	3,093	9,585	4,813	9,685	11,059	6,742	2,595	8,289
23	2,998	3,094	9,819	4,857	9,919	11,327	6,981	2,650	8,566
24	3,000	3,096	10,069	4,903	10,169	11,614	7,227	2,705	8,851
25	3,008	3,105	10,333	4,956	10,434	11,917	7,484	2,759	9,149
26	3,029	3,128	10,610	5,022	10,711	12,232	7,746	2,816	9,452
27	3,058	3,157	10,900	5,095	11,002	12,561	8,016	2,873	9,764
28	3,095	3,197	11,205	5,179	11,308	12,907	8,298	2,936	10,090
29	3,134	3,240	11,514	5,271	11,618	13,260	8,582	3,002	10,422
30	3,175	3,281	11,828	5,367	11,933	13,624	8,874	3,073	10,767
31	3,214	3,322	12,142	5,471	12,252	13,995	9,170	3,154	11,123
32	3,253	3,362	12,455	5,579	12,564	14,370	9,467	3,238	11,485
33	3,291	3,402	12,747	5,691	12,860	14,727	9,756	3,327	11,844
34	3,333	3,446	13,017	5,808	13,130	15,063	10,030	3,416	12,186
35	3,382	3,497	13,254	5,930	13,369	15,363	10,281	3,503	12,506
36	3,437	3,555	13,484	6,054	13,596	15,655	10,539	3,586	12,828
37	3,498	3,619	13,681	6,182	13,794	15,913	10,774	3,666	13,128
38	3,560	3,684	13,856	6,312	13,968	16,150	10,991	3,744	13,409
39	3,620	3,748	14,022	6,444	14,133	16,381	11,204	3,826	13,692
40	3,676	3,807	14,189	6,587	14,299	16,628	11,415	3,920	13,986
41	3,724	3,857	14,357	6,732	14,465	16,885	11,625	4,022	14,285
42	3,762	3,897	14,517	6,909	14,627	17,171	11,827	4,164	14,615
43	3,866	4,002	14,651	7,138	14,763	17,421	12,007	4,375	14,914
44	3,974	4,111	14,746	7,346	14,857	17,609	12,155	4,581	15,158
45	4,062	4,198	14,780	7,496	14,890	17,702	12,252	4,753	15,320
46	4,126	4,261	14,750	7,583	14,857	17,695	12,296	4,883	15,392
47	4,174	4,307	14,652	7,617	14,757	17,590	12,287	4,981	15,380
48	4,182	4,311	14,501	7,594	14,604	17,413	12,228	5,033	15,300
49	4,096	4,221	14,309	7,472	14,409	17,192	12,132	4,995	15,181
50	4,004	4,125	14,087	7,371	14,182	16,964	12,002	4,982	15,051
51	3,913	4,029	13,807	7,309	13,898	16,713	11,812	5,011	14,894
52	3,822</								

月払保険料例 男性

●年金額:10万円 ●年金支払保証期間:2年

■喫煙者健康体保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし			
	特則なし	高度障害 収入保障特則 あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり*	特定疾病収入保障 特則(2023)あり
20	3,000	3,102	8,428	4,734	8,513	9,829	5,895	2,499	7,371
21	3,017	3,122	8,623	4,787	8,710	10,055	6,095	2,547	7,602
22	3,025	3,132	8,830	4,835	8,919	10,295	6,309	2,595	7,851
23	3,037	3,145	9,039	4,890	9,130	10,538	6,530	2,650	8,109
24	3,049	3,158	9,264	4,947	9,355	10,800	6,760	2,705	8,378
25	3,069	3,178	9,503	5,010	9,594	11,076	6,996	2,759	8,653
26	3,101	3,211	9,751	5,087	9,842	11,361	7,239	2,816	8,937
27	3,142	3,253	10,015	5,173	10,106	11,664	7,490	2,873	9,228
28	3,191	3,304	10,290	5,269	10,381	11,978	7,750	2,936	9,533
29	3,244	3,358	10,574	5,373	10,666	12,306	8,021	3,002	9,849
30	3,296	3,413	10,868	5,482	10,960	12,648	8,294	3,073	10,176
31	3,350	3,469	11,167	5,599	11,262	13,002	8,581	3,154	10,522
32	3,402	3,525	11,472	5,720	11,568	13,368	8,872	3,238	10,877
33	3,454	3,580	11,779	5,846	11,877	13,740	9,168	3,327	11,240
34	3,507	3,635	12,085	5,974	12,184	14,110	9,464	3,416	11,606
35	3,565	3,697	12,386	6,105	12,487	14,474	9,758	3,503	11,967
36	3,627	3,760	12,710	6,235	12,810	14,859	10,077	3,586	12,351
37	3,693	3,828	13,028	6,368	13,128	15,238	10,391	3,666	12,728
38	3,760	3,898	13,336	6,504	13,437	15,608	10,699	3,744	13,101
39	3,829	3,969	13,636	6,644	13,738	15,975	11,002	3,826	13,474
40	3,898	4,041	13,927	6,800	14,031	16,346	11,304	3,920	13,858
41	3,967	4,114	14,208	6,966	14,313	16,716	11,595	4,022	14,239
42	4,035	4,185	14,477	7,173	14,584	17,111	11,881	4,164	14,653
43	4,182	4,334	14,733	7,446	14,840	17,484	12,155	4,375	15,047
44	4,348	4,505	14,978	7,713	15,085	17,823	12,423	4,581	15,412
45	4,513	4,672	15,206	7,942	15,314	18,113	12,676	4,753	15,731
46	4,670	4,832	15,416	8,124	15,525	18,350	12,913	4,883	16,000
47	4,825	4,988	15,597	8,268	15,705	18,528	13,123	4,981	16,211
48	4,946	5,110	15,734	8,359	15,842	18,644	13,298	5,033	16,369
49	4,970	5,133	15,816	8,350	15,923	18,703	13,422	4,995	16,474
50	4,978	5,141	15,829	8,351	15,934	18,715	13,483	4,982	16,539
51	4,971	5,132	15,730	8,377	15,834	18,650	13,442	5,011	16,535
52	4,946	5,105	15,544	8,412	15,644	18,521	13,320	5,070	16,474
53	4,901	5,056	15,262	8,422	15,357	18,293	13,113	5,128	16,322
54	4,832	4,982	14,884	8,361	14,975	17,927	12,817	5,141	16,041
55	4,735	4,880	14,407	8,194	14,492	17,389	12,434	5,077	15,602

■喫煙者健康体保険料率<保険料払込免除特約(2021)あり>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし			
	特則なし	高度障害 収入保障特則 あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり*	特定疾病収入保障 特則(2023)あり
20	3,302	3,414	8,733	5,183	8,821	10,173	6,123	2,757	7,643
21	3,328	3,442	8,943	5,252	9,033	10,416	6,335	2,814	7,889
22	3,348	3,465	9,167	5,319	9,259	10,675	6,563	2,875	8,155
23	3,369	3,487	9,393	5,392	9,487	10,938	6,798	2,941	8,430
24	3,391	3,510	9,636	5,467	9,730	11,220	7,043	3,007	8,716
25	3,424	3,544	9,892	5,552	9,987	11,517	7,295	3,075	9,010
26	3,468	3,589	10,159	5,649	10,254	11,823	7,554	3,144	9,312
27	3,523	3,645	10,442	5,758	10,537	12,147	7,821	3,216	9,622
28	3,585	3,710	10,737	5,878	10,832	12,484	8,098	3,291	9,947
29	3,652	3,778	11,042	6,005	11,138	12,835	8,386	3,370	10,284
30	3,720	3,851	11,357	6,141	11,454	13,202	8,678	3,458	10,633
31	3,789	3,922	11,678	6,285	11,778	13,581	8,984	3,554	11,001
32	3,855	3,993	12,006	6,433	12,107	13,973	9,295	3,655	11,379
33	3,925	4,066	12,337	6,590	12,439	14,372	9,611	3,762	11,767
34	3,995	4,140	12,667	6,749	12,771	14,770	9,928	3,870	12,158
35	4,070	4,218	12,994	6,910	13,099	15,163	10,244	3,974	12,545
36	4,150	4,300	13,344	7,072	13,450	15,579	10,587	4,076	12,957
37	4,233	4,386	13,690	7,236	13,795	15,989	10,926	4,173	13,364
38	4,320	4,476	14,025	7,404	14,132	16,391	11,259	4,270	13,766
39	4,408	4,567	14,353	7,578	14,460	16,790	11,587	4,372	14,167
40	4,496	4,658	14,670	7,768	14,780	17,191	11,912	4,485	14,580
41	4,582	4,749	14,976	7,967	15,087	17,590	12,226	4,605	14,989
42	4,667	4,837	15,268	8,211	15,380	18,015	12,534	4,770	15,432
43	4,852	5,025	15,546	8,540	15,658	18,415	12,829	5,023	15,853
44	5,067	5,245	15,811	8,871	15,924	18,779	13,117	5,279	16,242
45	5,280	5,460	16,058	9,159	16,172	19,092	13,388	5,495	16,585
46	5,484	5,669	16,284	9,395	16,400	19,349	13,643	5,663	16,873
47	5,685	5,870	16,480	9,586	16,593	19,542	13,868	5,795	17,100
48	5,842	6,029	16,626	9,711	16,740	19,667	14,054	5,870	17,269
49	5,868	6,054	16,709	9,701	16,822	19,726	14,181	5,824	17,377
50	5,874	6,059	16,714	9,696	16,825	19,729	14,238	5,803	17,436
51	5,857	6,038	16,594	9,708	16,704	19,642	14,181	5,824	17,415
52	5,814	5,993	16,375	9,724	16,481	19,480	14,033	5,875	17,327
53	5,743	5,917	16,051	9,700	16,151	19,207	13,791	5,920	17,138
54	5,638	5,807	15,622	9,589	15,717	18,785	13,452	5,911	16,809
55	5,499	5,661	15,086	9,353	15,175	18,181	13,020	5,810	16,312

●契約日が2023年2月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。●保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。●記載以外の保険期間・年金額等については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
*障害介護収入保障年金のみのご契約の場合、「保険料率区分なし」となります。

■喫煙者標準体保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし			
	特則なし	高度障害 収入保障特則 あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり*	特定疾病収入保障 特則(2023)あり
20	4,137	4,272	12,312	5,862	12,445	13,687	8,481	2,499	9,927
21	4,175	4,314	12,607	5,937	12,743	14,013	8,785	2,547	10,263
22	4,204	4,345	12,922	6,006	13,061	14,362	9,106	2,595	10,619
23	4,237	4,379	13,245	6,082	13,381	14,719	9,441	2,650	10,991
24	4,272	4,416	13,585	6,161	13,725	15,096	9,784	2,705	11,373
25	4,318	4,465	13,950	6,251	14,091	15,500	10,144	2,759	11,772
26	4,382	4,529	14,332	6,360	14,475	15,919	10,510	2,816	12,180
27	4,457	4,607	14,736	6,480	14,877	16,362	10,889	2,873	12,600
28	4,543	4,697	15,159	6,614	15,303	16,826	11,283	2,936	13,039
29	4,636	4,793	15,598	6,759	15,744	17,310	11,692	3,002	13,496
30	4,732	4,892	16,050	6,912	16,198	17,812	12,114	3,073	13,972
31	4,831	4,996	16,514	7,075	16,663	18,333	12,548	3,154	14,467
32	4,929	5,099	16,987	7,245	17,138	18,870	12,994	3,238	14,979
33	5,031	5,206	17,469	7,422	17,621	19,419	13,450	3,327	15,505
34	5,138	5,316	17,956	7,605	18,111	19,974	13,913	3,416	16,040
35	5,253	5,435	18,449	7,794	18,605	20,534	14,380	3,503	16,578
36	5,373	5,561	18,969	7,985	19,126	21,120	14,876	3,586	17,142
37	5,497	5,689	19,481	8,177	19,640	21,697	15,367	3,666	17,701
38	5,616	5,812	19,969	8,367	20,128	22,252	15,840	3,744	18,242
39	5,722	5,923	20,422	8,546	20,580	22,777	16,289	3,826	18,765
40	5,811	6,017	20,829	8,724	20,989	23,269	16,708	3,920	19,272
41	5,878	6,087	21,176	8,889	21,338	23,712	17,085	4,022	19,744
42	5,921	6,136	21,465	9,073	21,627	24,134	17,417	4,164	20,212
43	6,027	6,246	21,689	9,308	21,855	24,481	17,705	4,375	20,626
44	6,141	6,362	21,858	9,523	22,023	24,750	17,947	4,581	20,971
45	6,246	6,469	21,968	9,693	22,132	24,925	18,143	4,753	21,237
46	6,344	6,568	22,021	9,814	22,181	25,007	18,288	4,883	21,415
47	6,438	6,662	22,012	9,897	22,171	24,995	18,382	4,981	21,510
48	6,500	6,726	21,946	9,929	22,099	24,906	18,420	5,033	21,531
49	6,471	6,696	21,						

月払保険料例 女性

●年金月額:10万円 ●年金支払保証期間:2年

●契約日が2023年2月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。●保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。●記載以外の保険期間・年金月額等については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
*障害介護収入保障年金のみのご契約の場合、「保険料率区分なし」となります。

■非喫煙者健康体保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり*	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	
										高度障害収入保障特則あり
20	1,501	1,541	7,765	2,915	7,788	8,909	6,757	1,844	7,945	
21	1,528	1,570	8,007	2,957	8,033	9,165	6,995	1,867	8,197	
22	1,555	1,599	8,260	3,001	8,287	9,433	7,245	1,888	8,462	
23	1,588	1,634	8,513	3,054	8,542	9,704	7,497	1,918	8,734	
24	1,622	1,668	8,766	3,114	8,796	9,979	7,750	1,949	9,011	
25	1,655	1,703	9,019	3,178	9,048	10,260	8,002	1,985	9,291	
26	1,694	1,744	9,268	3,254	9,296	10,543	8,249	2,031	9,571	
27	1,730	1,783	9,517	3,336	9,545	10,832	8,492	2,082	9,855	
28	1,770	1,825	9,762	3,427	9,789	11,122	8,734	2,139	10,144	
29	1,811	1,867	10,001	3,522	10,028	11,410	8,968	2,203	10,428	
30	1,851	1,907	10,231	3,623	10,260	11,696	9,194	2,271	10,711	
31	1,892	1,949	10,453	3,733	10,482	11,979	9,414	2,348	10,994	
32	1,930	1,989	10,666	3,845	10,696	12,257	9,623	2,431	11,270	
33	1,966	2,028	10,865	3,954	10,897	12,523	9,822	2,514	11,536	
34	2,002	2,065	11,054	4,058	11,083	12,773	10,008	2,590	11,785	
35	2,038	2,102	11,224	4,150	11,255	12,996	10,182	2,657	12,014	
36	2,072	2,138	11,406	4,227	11,436	13,218	10,365	2,709	12,238	
37	2,105	2,173	11,565	4,290	11,597	13,407	10,530	2,749	12,434	
38	2,134	2,204	11,700	4,342	11,732	13,564	10,672	2,779	12,600	
39	2,161	2,233	11,806	4,387	11,838	13,689	10,785	2,806	12,734	
40	2,184	2,259	11,881	4,445	11,914	13,796	10,867	2,846	12,850	
41	2,205	2,283	11,918	4,505	11,953	13,870	10,911	2,891	12,933	
42	2,222	2,303	11,916	4,585	11,951	13,926	10,916	2,958	12,998	
43	2,315	2,399	11,866	4,735	11,902	13,930	10,875	3,102	13,011	
44	2,427	2,513	11,769	4,891	11,806	13,874	10,789	3,257	12,966	
45	2,535	2,625	11,613	5,027	11,652	13,743	10,652	3,398	12,855	

■非喫煙者標準体保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり*	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	
										高度障害収入保障特則あり
20	1,700	1,745	8,633	3,112	8,660	9,772	7,484	1,844	8,668	
21	1,731	1,779	8,902	3,159	8,930	10,055	7,750	1,867	8,947	
22	1,763	1,812	9,176	3,208	9,206	10,345	8,025	1,888	9,237	
23	1,801	1,853	9,453	3,266	9,485	10,640	8,302	1,918	9,534	
24	1,840	1,892	9,727	3,331	9,760	10,935	8,578	1,949	9,834	
25	1,880	1,934	10,001	3,401	10,033	11,237	8,853	1,985	10,138	
26	1,924	1,979	10,266	3,484	10,302	11,536	9,121	2,031	10,439	
27	1,968	2,023	10,531	3,572	10,566	11,842	9,385	2,082	10,744	
28	2,015	2,071	10,789	3,670	10,824	12,144	9,641	2,139	11,046	
29	2,061	2,118	11,036	3,772	11,071	12,441	9,888	2,203	11,344	
30	2,107	2,165	11,270	3,879	11,304	12,731	10,120	2,271	11,633	
31	2,153	2,214	11,494	3,994	11,528	13,016	10,346	2,348	11,922	
32	2,197	2,261	11,705	4,111	11,743	13,292	10,559	2,431	12,202	
33	2,240	2,306	11,910	4,227	11,946	13,564	10,764	2,514	12,475	
34	2,280	2,349	12,111	4,336	12,147	13,828	10,964	2,590	12,738	
35	2,322	2,392	12,308	4,434	12,346	14,078	11,163	2,657	12,992	
36	2,360	2,432	12,526	4,515	12,565	14,337	11,383	2,709	13,254	
37	2,398	2,472	12,739	4,583	12,778	14,579	11,597	2,749	13,499	
38	2,433	2,510	12,925	4,641	12,965	14,789	11,787	2,779	13,714	
39	2,464	2,544	13,082	4,691	13,122	14,965	11,948	2,806	13,897	
40	2,492	2,574	13,199	4,753	13,240	15,116	12,068	2,846	14,053	
41	2,516	2,602	13,269	4,817	13,311	15,222	12,141	2,891	14,165	
42	2,535	2,625	13,293	4,899	13,335	15,305	12,168	2,958	14,252	
43	2,631	2,723	13,263	5,052	13,306	15,329	12,146	3,102	14,285	
44	2,743	2,838	13,187	5,209	13,232	15,296	12,082	3,257	14,262	
45	2,852	2,950	13,063	5,345	13,107	15,197	11,973	3,398	14,181	

■非喫煙者健康体保険料率<保険料払込免除特約(2021)あり>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり*	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	
										高度障害収入保障特則あり
20	1,693	1,738	8,079	3,256	8,103	9,265	7,034	2,084	8,268	
21	1,726	1,773	8,336	3,310	8,364	9,538	7,286	2,114	8,536	
22	1,762	1,811	8,605	3,369	8,633	9,824	7,552	2,146	8,818	
23	1,802	1,854	8,874	3,435	8,904	10,112	7,818	2,183	9,106	
24	1,842	1,894	9,140	3,507	9,171	10,402	8,084	2,222	9,397	
25	1,884	1,938	9,404	3,586	9,434	10,695	8,346	2,268	9,689	
26	1,928	1,985	9,661	3,673	9,691	10,986	8,601	2,322	9,978	
27	1,973	2,032	9,915	3,769	9,944	11,282	8,849	2,383	10,268	
28	2,017	2,079	10,164	3,870	10,192	11,575	9,095	2,447	10,561	
29	2,063	2,125	10,404	3,977	10,433	11,866	9,331	2,518	10,848	
30	2,109	2,172	10,634	4,090	10,665	12,152	9,558	2,596	11,131	
31	2,154	2,219	10,856	4,210	10,886	12,434	9,777	2,681	11,414	
32	2,196	2,262	11,067	4,333	11,098	12,711	9,986	2,773	11,688	
33	2,238	2,307	11,263	4,455	11,296	12,974	10,183	2,866	11,953	
34	2,279	2,349	11,449	4,570	11,480	13,221	10,367	2,951	12,200	
35	2,317	2,389	11,616	4,670	11,648	13,441	10,538	3,024	12,425	
36	2,356	2,430	11,795	4,756	11,827	13,660	10,719	3,082	12,647	
37	2,391	2,466	11,951	4,823	11,985	13,845	10,882	3,126	12,841	
38	2,423	2,501	12,083	4,880	12,117	13,998	11,021	3,160	13,004	
39	2,454	2,534	12,184	4,930	12,218	14,118	11,131	3,190	13,133	
40	2,479	2,562	12,254	4,990	12,289	14,219	11,208	3,232	13,245	
41	2,500	2,586	12,285	5,052	12,321	14,286	11,246	3,279	13,321	
42	2,516	2,605	12,275	5,133	12,311	14,334	11,245	3,348	13,379	
43	2,626	2,719	12,215	5,301	12,253	14,328	11,196	3,513	13,383	
44	2,762	2,858	12,108	5,481	12,146	14,261	11,099	3,697	13,328	
45	2,894	2,992	11,939	5,635	11,980	14,116	10,951	3,862	13,205	

■非喫煙者標準体保険料率<保険料払込免除特約(2021)あり>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり*	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	
										高度障害収入保障特則あり
20	1,934	1,986	9,029	3,512	9,058	10,216	7,834	2,084	9,069	
21	1,974	2,028	9,317	3,573	9,347	10,520	8,117	2,114	9,367	
22	2,016	2,072	9,611	3,639	9,643	10,832	8,411	2,146	9,678	
23	2,064	2,122	9,908	3,713	9,941	11,147	8,705	2,183	9,994	
24	2,110	2,170	10,197	3,792	10,232	11,460	8,997	2,222	10,312	
25	2,160	2,222	10,484	3,878	10,518	11,776	9,284	2,268	10,629	
26	2,212	2,274	10,757	3,974	10,795	12,084	9,561	2,322	10,940	
27	2,264	2,327	11,027	4,078	11,065	12,395	9,830	2,383	11,250	
28	2,317	2,380	11,288	4,188	11,325	12,701	10,089	2,447	11,556	
29	2,368	2,433	11,534	4,300	11,571	12,997	10,336	2,518	11,854	
30	2,421	2,487	11,765	4,421	11,801	13,284	10,567	2,596	12,141	
31	2,472	2,540	11,985	4,546	12,021	13,564	10,789	2,681	12,427	
32	2,519	2,592	12,190	4,674	12,230	13,835	10,998	2,773	12,701	
33	2,567	2,643	12,390	4,802	12,428	14,101	11,198	2,866	12,970	
34	2,614	2,691	12,585	4,922	12,624	14,358	11,394	2,951	13,228	
35	2,659	2,738	12,778	5,030	12,818	14,604	11,590	3,024	13,478	
36	2,703	2,785	12,994	5,122	13,035	14,861	11,809	3,082	13,740	
37	2,745	2,828	13,206	5,198	13,247	15,102	12,022	3,126	13,984	
38	2,785	2,872	13,392	5,264	13,433	15,310	12,213	3,160	14,199	
39	2,822	2,912	13,547	5,322	13,589	15,485	12,372	3,190	14,379	
40	2,853	2,946	13,661	5,389	13,704	15,632	12,490	3,232	14,533	
41	2,878	2,974								

月払保険料例 女性

●年金月額:10万円 ●年金支払保証期間:2年

●契約日が2023年2月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。●保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。●記載以外の保険期間・年金月額等については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
*障害介護収入保障年金のみのご契約の場合、「保険料率区分なし」となります。

■喫煙者**健康体**保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり*	特定疾病収入保障特則(2023)あり	
					高度障害収入保障特則あり	障害介護収入保障特則あり				
20	2,421	2,490	9,114	3,831	9,150	10,247	7,963	1,844	9,141	
21	2,466	2,536	9,420	3,892	9,456	10,567	8,257	1,867	9,448	
22	2,510	2,583	9,739	3,954	9,774	10,901	8,566	1,888	9,772	
23	2,563	2,637	10,062	4,026	10,097	11,242	8,883	1,918	10,109	
24	2,615	2,693	10,389	4,104	10,423	11,591	9,202	1,949	10,452	
25	2,671	2,750	10,721	4,191	10,752	11,952	9,525	1,985	10,803	
26	2,732	2,812	11,052	4,290	11,085	12,316	9,847	2,031	11,159	
27	2,793	2,875	11,386	4,397	11,421	12,692	10,170	2,082	11,524	
28	2,857	2,941	11,725	4,512	11,759	13,075	10,498	2,139	11,899	
29	2,920	3,006	12,063	4,631	12,099	13,464	10,824	2,203	12,276	
30	2,983	3,071	12,402	4,755	12,437	13,860	11,148	2,271	12,658	
31	3,045	3,136	12,737	4,886	12,775	14,258	11,471	2,348	13,045	
32	3,103	3,196	13,064	5,018	13,104	14,652	11,785	2,431	13,427	
33	3,157	3,253	13,379	5,147	13,416	15,035	12,085	2,514	13,797	
34	3,210	3,307	13,671	5,268	13,709	15,391	12,366	2,590	14,142	
35	3,259	3,360	13,932	5,374	13,972	15,706	12,624	2,657	14,456	
36	3,306	3,409	14,187	5,465	14,228	16,003	12,876	2,709	14,752	
37	3,350	3,455	14,402	5,540	14,443	16,248	13,096	2,749	15,003	
38	3,388	3,495	14,569	5,601	14,611	16,439	13,271	2,779	15,204	
39	3,419	3,529	14,685	5,651	14,730	16,575	13,398	2,806	15,352	
40	3,443	3,556	14,750	5,710	14,793	16,673	13,472	2,846	15,461	
41	3,460	3,575	14,756	5,767	14,800	16,716	13,488	2,891	15,518	
42	3,466	3,585	14,710	5,837	14,756	16,729	13,454	2,958	15,544	
43	3,543	3,665	14,613	5,972	14,659	16,686	13,373	3,102	15,517	
44	3,629	3,754	14,477	6,103	14,525	16,592	13,253	3,257	15,439	
45	3,704	3,831	14,304	6,205	14,355	16,445	13,100	3,398	15,313	

■喫煙者**標準体**保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり*	特定疾病収入保障特則(2023)あり	
					高度障害収入保障特則あり	障害介護収入保障特則あり				
20	2,862	2,941	11,165	4,269	11,204	12,291	9,649	1,844	10,818	
21	2,918	2,999	11,522	4,341	11,563	12,662	9,998	1,867	11,181	
22	2,974	3,058	11,889	4,414	11,932	13,045	10,362	1,888	11,561	
23	3,039	3,125	12,258	4,499	12,303	13,431	10,734	1,918	11,952	
24	3,104	3,194	12,626	4,590	12,671	13,821	11,103	1,949	12,346	
25	3,175	3,266	12,991	4,691	13,037	14,216	11,468	1,985	12,740	
26	3,251	3,344	13,351	4,806	13,396	14,610	11,823	2,031	13,129	
27	3,326	3,422	13,702	4,927	13,748	15,002	12,175	2,082	13,522	
28	3,406	3,504	14,050	5,058	14,096	15,396	12,521	2,139	13,916	
29	3,486	3,587	14,386	5,194	14,432	15,782	12,853	2,203	14,299	
30	3,564	3,669	14,704	5,334	14,750	16,158	13,172	2,271	14,676	
31	3,642	3,750	15,010	5,481	15,057	16,526	13,474	2,348	15,043	
32	3,717	3,828	15,297	5,631	15,344	16,880	13,759	2,431	15,396	
33	3,790	3,903	15,564	5,778	15,612	17,216	14,026	2,514	15,732	
34	3,859	3,974	15,811	5,916	15,859	17,526	14,276	2,590	16,047	
35	3,926	4,044	16,035	6,041	16,086	17,805	14,503	2,657	16,330	
36	3,991	4,112	16,264	6,150	16,314	18,076	14,739	2,709	16,609	
37	4,051	4,176	16,469	6,242	16,520	18,311	14,954	2,749	16,857	
38	4,106	4,234	16,648	6,320	16,701	18,513	15,146	2,779	17,073	
39	4,154	4,286	16,807	6,388	16,861	18,692	15,314	2,806	17,263	
40	4,196	4,332	16,945	6,465	16,998	18,864	15,458	2,846	17,444	
41	4,229	4,370	17,055	6,538	17,112	19,013	15,574	2,891	17,601	
42	4,254	4,398	17,136	6,627	17,193	19,156	15,658	2,958	17,748	
43	4,348	4,497	17,174	6,780	17,233	19,250	15,698	3,102	17,845	
44	4,452	4,604	17,162	6,930	17,224	19,284	15,689	3,257	17,880	
45	4,544	4,701	17,089	7,050	17,153	19,238	15,627	3,398	17,847	

■喫煙者**健康体**保険料率<保険料払込免除特約(2021)あり>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり*	特定疾病収入保障特則(2023)あり	
					高度障害収入保障特則あり	障害介護収入保障特則あり				
20	2,726	2,803	9,533	4,293	9,571	10,713	8,335	2,084	9,562	
21	2,783	2,861	9,861	4,373	9,899	11,056	8,649	2,114	9,891	
22	2,843	2,924	10,203	4,457	10,240	11,415	8,979	2,146	10,239	
23	2,909	2,992	10,549	4,550	10,586	11,781	9,317	2,183	10,599	
24	2,973	3,060	10,897	4,648	10,933	12,152	9,656	2,222	10,963	
25	3,044	3,133	11,246	4,757	11,280	12,532	9,995	2,268	11,333	
26	3,117	3,208	11,592	4,875	11,627	12,913	10,331	2,322	11,704	
27	3,192	3,285	11,939	5,003	11,975	13,302	10,667	2,383	12,082	
28	3,267	3,362	12,288	5,138	12,324	13,697	11,005	2,447	12,469	
29	3,342	3,439	12,635	5,276	12,672	14,095	11,339	2,518	12,855	
30	3,417	3,517	12,981	5,422	13,019	14,500	11,671	2,596	13,245	
31	3,490	3,593	13,324	5,573	13,363	14,905	12,000	2,681	13,640	
32	3,559	3,664	13,657	5,726	13,698	15,306	12,320	2,773	14,029	
33	3,625	3,734	13,976	5,876	14,015	15,695	12,626	2,866	14,404	
34	3,688	3,799	14,272	6,017	14,312	16,055	12,910	2,951	14,754	
35	3,745	3,860	14,534	6,139	14,576	16,372	13,170	3,024	15,070	
36	3,800	3,917	14,790	6,243	14,832	16,670	13,424	3,082	15,367	
37	3,849	3,968	15,003	6,327	15,046	16,913	13,642	3,126	15,617	
38	3,892	4,014	15,166	6,395	15,209	17,098	13,815	3,160	15,814	
39	3,927	4,052	15,275	6,451	15,321	17,227	13,935	3,190	15,956	
40	3,951	4,078	15,330	6,510	15,375	17,313	14,001	3,232	16,056	
41	3,965	4,094	15,323	6,565	15,369	17,343	14,006	3,279	16,100	
42	3,966	4,099	15,261	6,632	15,308	17,340	13,958	3,348	16,112	
43	4,056	4,192	15,147	6,780	15,195	17,280	13,861	3,513	16,069	
44	4,164	4,302	14,993	6,930	15,043	17,168	13,725	3,697	15,974	
45	4,258	4,398	14,803	7,048	14,856	17,002	13,556	3,862	15,832	

■喫煙者**標準体**保険料率<保険料払込免除特約(2021)あり>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	特定疾病収入保障特則(2023)あり	障害介護収入保障特則あり*	特定疾病収入保障特則(2023)あり	
					高度障害収入保障特則あり	障害介護収入保障特則あり				
20	3,308	3,398	11,833	4,913	11,876	13,020	10,237	2,084	11,472	
21	3,382	3,474	12,223	5,010	12,267	13,426	10,617	2,114	11,867	
22	3,458	3,555	12,625	5,112	12,671	13,845	11,013	2,146	12,281	
23	3,543	3,642	13,027	5,225	13,076	14,268	11,416	2,183	12,706	
24	3,626	3,729	13,423	5,342	13,471	14,688	11,812	2,222	13,128	
25	3,715	3,821	13,811	5,470	13,859	15,106	12,198	2,268	13,545	
26	3,807	3,915	14,187	5,608	14,235	15,517	12,569	2,322	13,951	
27	3,899	4,010	14,548	5,753	14,597	15,921	12,931	2,383	14,356	
28	3,992	4,106	14,901	5,905	14,950	16,319	13,284	2,447	14,756	
29	4,083	4,201	15,238	6,059	15,287	16,707	13,618	2,518	15,142	
30	4,175	4,296	15,553	6,221	15,602	17,079	13,935	2,596	15,517	
31	4,263	4,387	15,853	6,385	15,902	17,442	14,233	2,681	15,879	
32	4,346	4,475	16,132	6,551	16,182	17,787	14,511	2,773	16,226	
33	4,429	4,559	16,389	6,716	16,439	18,113	14,770	2,866	16,554	
34	4,507	4,640	16,625	6,870	16,676	18,412	15,012	2,951	16,860	
35	4,581	4,717	16,838	7,008	16,892	18,679	15,230	3,024	17,133	
36	4,653	4,792	17,057	7,129	17,110	18,939	15,458	3,082	17,404	
37	4,719	4,861	17,253	7,227	17,307	19,164	15,666	3,126	17,643	
38	4,780	4,925	17,424	7,313	17,479	19,357	15,851	3,160	17,851	
39	4,834	4,984	17,574	7,389	17,630	19,527	16,012	3,190	18,034	
40	4,879	5,034	17							



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社
〒141-0032
東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー
Webサイト <https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社
コンタクトセンター

0120-312-201



受付時間 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

1 商品のしくみ

「ネオしゅうほ」の正式名称は「無解約返戻金型収入保障保険(2023)」です。

ポイント ① 死亡されたときに、保険期間満了まで死亡収入保障年金を毎月お支払いします。
※死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、死亡されても死亡収入保障年金のお支払いはありません。

ポイント ② 次の特則を適用した場合、それぞれ次の「年金をお支払いする場合」に該当したときに、保険期間満了まで年金を毎月お支払いします。
※年金をお支払いする場合は、以後の保険料のお払い込みは不要です。
※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特則	年金の種類	年金をお支払いする場合
高度障害収入保障特則	高度障害収入保障年金	所定の高度障害状態に該当したとき
障害介護収入保障特則	障害介護収入保障年金	所定の障害状態または要介護状態に該当したとき
特定疾病収入保障特則(2023)	特定疾病収入保障年金	所定のがん(約款に定める悪性新生物(上皮内がん等を除きます))・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の事由に該当したとき

●お支払いの対象となる年金は、死亡収入保障年金がない⑦から⑨までを含め、次の①から⑨までのいずれかを選択いただけます。

お支払いの対象となる年金	適用する特則
① 死亡収入保障年金	—
② 死亡収入保障年金、高度障害収入保障年金	高度障害収入保障特則
③ 死亡収入保障年金、障害介護収入保障年金	障害介護収入保障特則
④ 死亡収入保障年金、特定疾病収入保障年金	特定疾病収入保障特則(2023)
⑤ 死亡収入保障年金、高度障害収入保障年金、特定疾病収入保障年金	高度障害収入保障特則、特定疾病収入保障特則(2023)
⑥ 死亡収入保障年金、障害介護収入保障年金、特定疾病収入保障年金	障害介護収入保障特則、特定疾病収入保障特則(2023)
⑦ 障害介護収入保障年金	死亡収入保障年金不担保特則、障害介護収入保障特則
⑧ 特定疾病収入保障年金	死亡収入保障年金不担保特則、特定疾病収入保障特則(2023)
⑨ 障害介護収入保障年金、特定疾病収入保障年金	死亡収入保障年金不担保特則、障害介護収入保障特則、特定疾病収入保障特則(2023)

ポイント ③

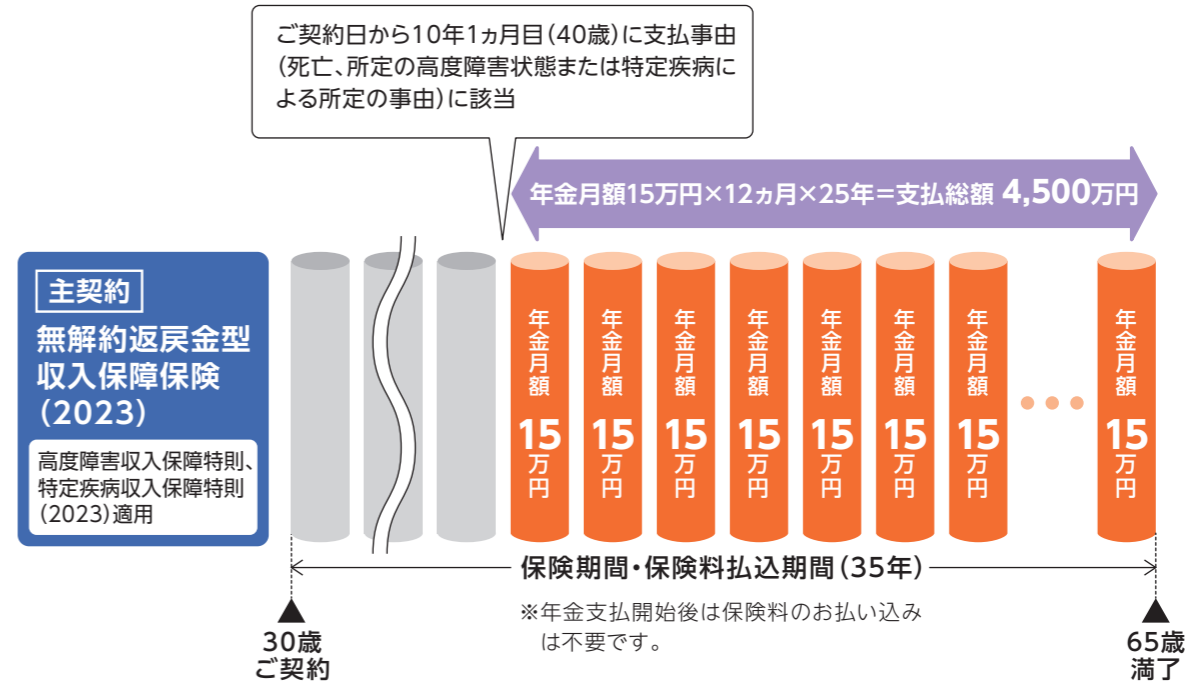
被保険者の体格(BMI)、血圧値および喫煙状況に応じて、非喫煙者健康体保険料率、喫煙者健康体保険料率、非喫煙者標準体保険料率または喫煙者標準体保険料率のいずれかが適用されます。
※健康診断書等のご提出がない場合は、非喫煙者健康体保険料率および喫煙者健康体保険料率は適用されません。また、お支払いの対象となる年金が障害介護収入保障年金のみの場合(P.31の⑦の場合)は、保険料率の区分はありません。

- ❗ 解約返戻金はありません。
- ❗ 死亡収入保障年金、高度障害収入保障年金、障害介護収入保障年金および特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。
- ❗ 死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、年金の支払事由に該当する前に被保険者が死亡されたときは、ご契約は消滅します。ご契約の消滅に伴う返戻金のお支払いはありません。
- ❗ 死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、障害介護収入保障特則または特定疾病収入保障特則(2023)のいずれか(または両方)を適用いただけます。
- ❗ 死亡収入保障年金不担保特則と高度障害収入保障特則を合わせて適用することはできません。
- ❗ 高度障害収入保障特則と障害介護収入保障特則を合わせて適用することはできません。

【ご契約例】

- 契約年齢: 30歳
- 年金月額: 15万円
- 保険期間・保険料払込期間: 65歳まで
- 保険料払込方法: 月払
- 保険料払込経路: 口座振替扱
- 年金支払保証期間: 2年
- 適用する特則: 高度障害収入保障特則、特定疾病収入保障特則(2023) (P.31の⑤を選択)

<イメージ図>



※死亡収入保障年金、高度障害収入保障年金、障害介護収入保障年金、特定疾病収入保障年金の年金月額および年金支払保証期間は同じです。
※年金支払期間中にその年金の受取人が死亡された場合には、年金の未支払分の現価を死亡された受取人の法定相続人に一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。
※お申し込みいただく保険契約の年金月額、保険期間、保険料払込期間、年金支払保証期間、保険料、保険料払込方法(回数・経路)等については申込書(電磁的方法による場合は申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。

保障内容

適用する保険料率

プラン例

年金のお受け取り

Q & A

保険料例

契約概要

注意喚起情報

2 年金のお支払い

被保険者が保険期間中に死亡された場合に、保険期間満了まで死亡収入保障年金を毎月お支払いします(死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、死亡されても死亡収入保障年金のお支払いはありません)。また、高度障害収入保障特則等の特則を適用したご契約において、所定の事由に該当した場合には、保険期間満了まで年金を毎月お支払いし、以後の保険料のお払い込みは不要となります。年金の支払総額は、支払事由に該当した時期等によって異なり、保険期間の経過とともに少なくなります。

主契約・特約・特則の概要・年金額等

本商品で支払われる年金等は以下のとおりです。詳しくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。なお、特約・特則については、ご契約に付加または適用する場合のみお支払い等の対象となります。

主契約・特約・特則	年金等の種類	年金等をお支払いする場合	支払額等	受取人
主契約 無解約返戻金型 収入保障保険(2023)	死亡収入保障 年金	死亡されたとき ※死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、死亡されても死亡収入保障年金のお支払いはありません。	年金額 ●契約者が指定された年金額を保険期間満了まで毎月お支払いします。 ●年金のお支払いには、年金のお支払いを保証する期間(年金支払保証期間)があります。年金支払保証期間はご契約時に2年または5年のいずれかをお選びいただけます。	死亡収入保障 年金受取人
高度障害収入保障 特則(*1)(*2)	高度障害 収入保障 年金	所定の高度障害状態に該当(*3)したとき		被保険者
障害介護収入保障 特則(*2)(*4)	障害介護 収入保障 年金	次のいずれかに該当したとき ①身体障害者福祉法に基づく障害の級別が1級から4級までの障害に該当(*5)し、身体障害者手帳の交付があったとき ②国民年金法に基づく障害の級別が1級または2級の障害(2級は精神の障害を原因とする場合を除きます)に該当(*6)し、障害基礎年金の受給権が生じたとき ③公的介護保険制度における要介護1以上の状態に該当し、その要介護認定が効力を生じたとき		
特定疾病収入保障 特則(2023)(*4)	特定疾病 収入保障 年金	所定のがん(約款に定める悪性新生物(上皮内がん等を除きます))・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の事由(*7)に該当したとき		
保険料払込免除 特約(2021)(*8)		所定の事由(*9)に該当したとき、以後の保険料のお払い込みを免除します。		
リビング・ニーズ 特約(2018)(*12)	リビング・ ニーズ 保険金	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき	リビング・ニーズ保険金の受取人が指定した金額(*13)から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6ヵ月間のその金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額をお支払いします。	被保険者

- (*1) 死亡収入保障年金不担保特則と高度障害収入保障特則を合わせて適用することはできません。
 (*2) 高度障害収入保障特則と障害介護収入保障特則を合わせて適用することはできません。
 (*3) 所定の高度障害状態は公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。
 (*4) 死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、障害介護収入保障特則または特定疾病収入保障特則(2023)のいずれか(または両方)を適用いただきます。
 (*5) 身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その2つ以上の障害が1級から4級までの障害に該当した場合を含みます。
 (*6) 2つ以上の障害が重複したことにより、国民年金法に定める障害等級の1級または2級の障害の程度に該当すると認定された場合を含みます。

(*7) 「特定疾病収入保障年金」の支払事由について

特定疾病	所定の事由
がん	責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物)と医師により診断確定されたとき
	対象外 ①上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます) ②責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されたがん
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ①脳卒中を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上入院をしたとき ②脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき

(*8) 特約の型は三大疾病B型のみのお取り扱いとなります。

(*9) 「保険料払込免除特約(2021)」(*10)の保険料払込の免除事由について

対象となる疾病	保険料払込の免除事由
がん (上皮内がんを含みます)	責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物(*11))と医師により診断確定されたとき
	対象外 責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定のがん(約款に定める悪性新生物(*11))
心疾患 (急性心筋梗塞を含みます)	責任開始期以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ①心疾患を発病し、その治療を目的として、1日以上入院をしたとき ②心疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
脳血管疾患 (脳卒中を含みます)	責任開始期以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ①脳血管疾患を発病し、その治療を目的として、1日以上入院をしたとき ②脳血管疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき

(*10) 特約の型は三大疾病B型のみのお取り扱いとなります。

(*11) 非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます。

(*12) 死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、付加することはできません。

(*13) リビング・ニーズ保険金の請求日からその日を含めて6ヵ月後の月単位の応当日における死亡収入保障年金の現価相当額の範囲内(注)で、ご請求時に指定いただきます。

(注) 被保険者お一人につき、他のご契約と通算して3,000万円が上限となります。

保障内容に関する注意事項

年金をお支払いできない場合等の概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(年金のお支払いなどについて)をご確認ください。

◆「死亡収入保障年金」について

✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、保険契約者または死亡収入保障年金受取人の故意等により支払事由に該当した場合、死亡収入保障年金はお支払いしません。 ●死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合、死亡されても死亡収入保障年金のお支払いはありません。
-------------------	--

◆「高度障害収入保障年金」について

✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●お支払いの対象となる「高度障害状態」とは、両眼失明や両上肢の運動機能喪失等ネオファースト生命所定の状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。回復の見込みがある場合は、お支払いの対象になりません。 ●高度障害収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、高度障害収入保障年金は重複してはお支払いしません。 ●保険契約者または被保険者の故意等により支払事由に該当した場合、高度障害収入保障年金はお支払いしません。
-------------------	---

◆「障害介護収入保障年金」について

✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者福祉法に基づき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から4級までである身体障害者手帳の交付があったときにお支払いの対象になるため、その表に定める1級から4級までの障害に該当したのみでは、お支払いの対象になりません。 ●国民年金法に基づき定められた障害等級の1級または2級の障害により認定された障害基礎年金の受給権が生じたときにお支払いの対象になるため、その障害等級の1級または2級の障害に該当したのみでは、お支払いの対象になりません。 ●精神の障害を原因として、国民年金法に基づき定められた障害等級の2級の障害に該当した場合は、お支払いの対象になりません。 ●公的介護保険制度における要介護1から要介護5までの認定が効力を生じたときにお支払いの対象になるため、その要介護1から要介護5までの状態に該当したのみでは、お支払いの対象になりません。 ●障害介護収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、障害介護収入保障年金は重複してはお支払いしません。 ●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失等により支払事由に該当した場合、障害介護収入保障年金はお支払いしません。
-------------------	---

◆「特定疾病収入保障年金」について

✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●上皮内がん(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます)等はお支払いの対象となりません。 ●責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(悪性新生物)と診断確定された場合、特定疾病収入保障年金はお支払いしません。この場合、90日経過後に新たにがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、特定疾病収入保障年金はお支払いしません。 ●受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、お支払いの対象になりません。 ●特定疾病収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。
-------------------	--

◆「保険料払込免除特約(2021)」(*)について

✕ 保険料のお払い込みを免除できない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、保険料のお払い込みは免除しません。この場合、90日経過後に新たにがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料のお払い込みは免除しません。 ●受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、保険料払込の免除の対象になりません。
---------------------------	---

(*) 特約の型は三大疾病B型のみのお取り扱いとなります。

◆「リビング・ニーズ特約(2018)」について

✕ お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●医師により被保険者の余命が6ヵ月以内と診断された場合でも、ネオファースト生命において、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断できないときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません(「余命6ヵ月以内」の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類等の内容、ネオファースト生命が確認を行った結果に基づいて、ネオファースト生命が行います)。 ●リビング・ニーズ保険金の請求日が主契約の保険期間の満了日の直前1年以内となる場合、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。 ●リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に年金の請求を受け、年金が支払われる場合、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。 ●年金をお支払いした後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けた場合、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。
-------------------	---

指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により年金等の請求の意思表示ができない等、被保険者が年金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

※指定代理請求制度の対象となる年金は、高度障害収入保障年金、障害介護収入保障年金および特定疾病収入保障年金となります。

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

契約年齢	20歳～70歳(満年齢)
保険期間	40歳満期～80歳満期 ※保険期間は10年以上が必要です。
保険料払込期間	保険期間と同一 ※保険料払込期間は10年以上が必要です。
年金月額	5万円以上(1万円単位)
年金支払保証期間	2年または5年

※特約の中途付加、特約の中途適用や特約をご契約後に適用しないこととする取り扱いはありません。

◆ご契約にあたっての取扱制限について

男性	契約年齢20歳～24歳の場合:60歳満期より短期となる保険期間のお取り扱いはありません。 契約年齢25歳～29歳の場合:50歳満期より短期となる保険期間のお取り扱いはありません。
女性	年金支払保証期間が2年の場合:20年より短期となる保険期間のお取り扱いはありません。

4 適用する保険料率について

本商品の保険料は、被保険者の体格(BMI)、血圧値および喫煙状況に応じて、次のいずれかの保険料率を適用して計算します。

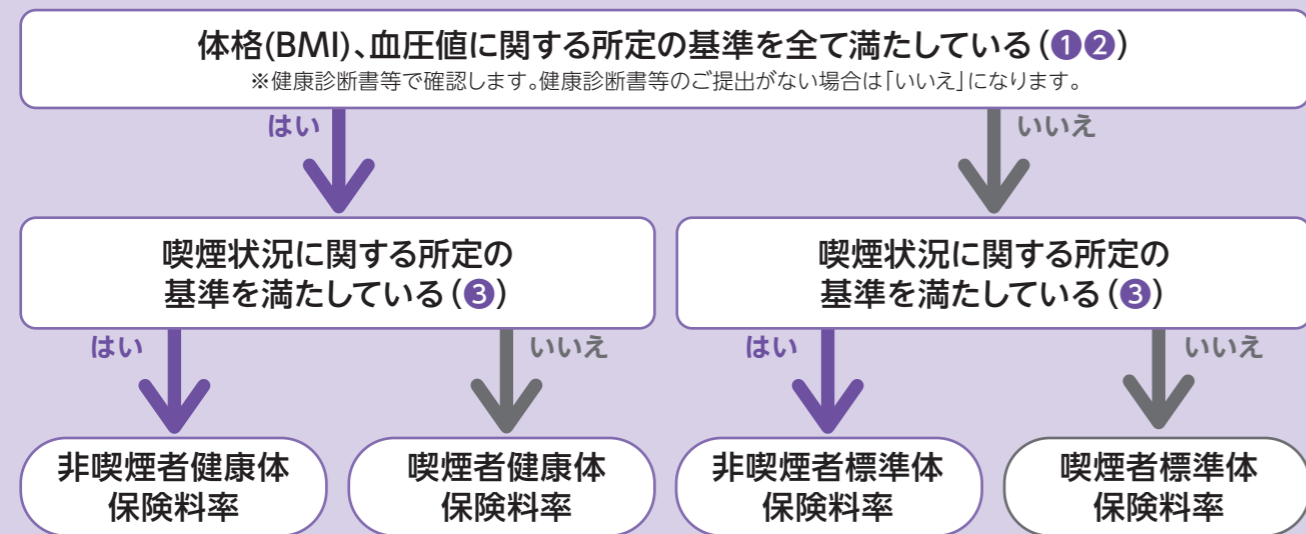
非喫煙者健康体保険料率

喫煙者健康体保険料率

非喫煙者標準体保険料率

喫煙者標準体保険料率

保険料率の適用



※健康診断書等のご提出がない場合は、非喫煙者健康体保険料率および喫煙者健康体保険料率は適用されません。また、お支払いの対象となる年金が障害介護収入保障年金のみの場合(P.31の⑦の場合)は、保険料率の区分はありません。

⚠ 非喫煙者健康体保険料率および喫煙者健康体保険料率における「健康体」とは、本商品におけるネオファースト生命の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。

● 保険料率の適用基準は次のとおりです。

項目	基準
① 体格(BMI)	BMI(ボディ・マス・インデックス) ^{(*)1} の値が18以上27未満であること
② 血圧値	最高血圧値が140mmHg未満かつ最低血圧値が90mmHg未満であること
③ 喫煙状況	過去1年以内に喫煙 ^{(*)2} していないこと ※喫煙の有無の判断は、告知に加えて、所定の検査によって行います。

(*)1 BMI=体重(kg)÷身長(m)²

- ・体重(kg)は小数点第1位以下を切り捨て
- ・身長(m)は小数点第3位以下を切り捨て
- ・算出されたBMIは小数点第2位以下を切り上げ

(*)2 喫煙には、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコ等を含みます。また、非喫煙者健康体保険料率または非喫煙者標準体保険料率を適用する場合、告知に加えて、ネオファースト生命所定の検査で喫煙状況を確認させていただきます。受動喫煙(副流煙)等の影響で、喫煙反応があった場合には、「非喫煙者」基準に該当しませんのでご注意ください。

⚠ ご契約のお申し込みの際に、被保険者の健康状態および喫煙状況に関する事項について告知いただきます。故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、「非喫煙者健康体保険料率」または「非喫煙者標準体保険料率」を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項(喫煙状況)の告知に誤りがあった場合で、保険料率の変更が必要と認められたときは、契約時に遡って保険料を変更します。追加保険料のお支払いが必要な場合で、そのお支払いがない場合には、保険契約は失効します。

5 保険料のお支払い

保険料の払込方法(回数・経路)は以下からお選びいただけます。

保険料払込方法(回数)	月払、年払 ※半年払、保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	第1回保険料：ネオファースト生命指定の口座へのお支払い、指定口座からの自動振替によるお支払い、またはクレジットカードによるお支払い 第2回以後の保険料：指定口座からの自動振替によるお支払い、またはクレジットカードによるお支払い
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合等には保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。(誕生日前のお申し込みで、引受査定結果の確定後に保険料をお振り込みいただく場合等ご注意ください。)
最低保険料について	保険料は年払、クレジットカードによるお支払いの場合、制限はありません。保険料の払込方法、払込経路が月払かつ指定口座からの自動振替によるお支払いの場合、主契約・特約を合わせて2,500円以上となります。ただし、下記①②を共に満たす場合は1,500円以上となります。 ①年金月額10万円以上 ②保険期間が60歳満期以上

◆ 保険料払込免除について

保険料払込免除特約(2021)を付加して所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお支払いを免除します。なお、この特約を付加した場合、主契約の保険料は付加しない場合の保険料に比べて高くなります。

保険料払込の免除事由について、詳しくはP.34をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

※保険料のお支払いが免除された場合、以後の年金月額の減額等所定のご契約内容変更については取り扱いません。

6 解約返戻金

解約返戻金はありません。

7 契約者配当金

契約者配当金はありません。

8 その他留意事項

◆ 契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。

◆ 預金等との違いについて

本商品は、ネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金等とは異なります。

◆ 年金のお支払い等ができない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、年金のお支払い等ができない場合があります。

◆ 相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の11 相談・照会・苦情の窓口 P.45をご確認ください。

◆ 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の11 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.45をご確認ください。

9 費用について

保険料の一部は年金のお支払い等、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

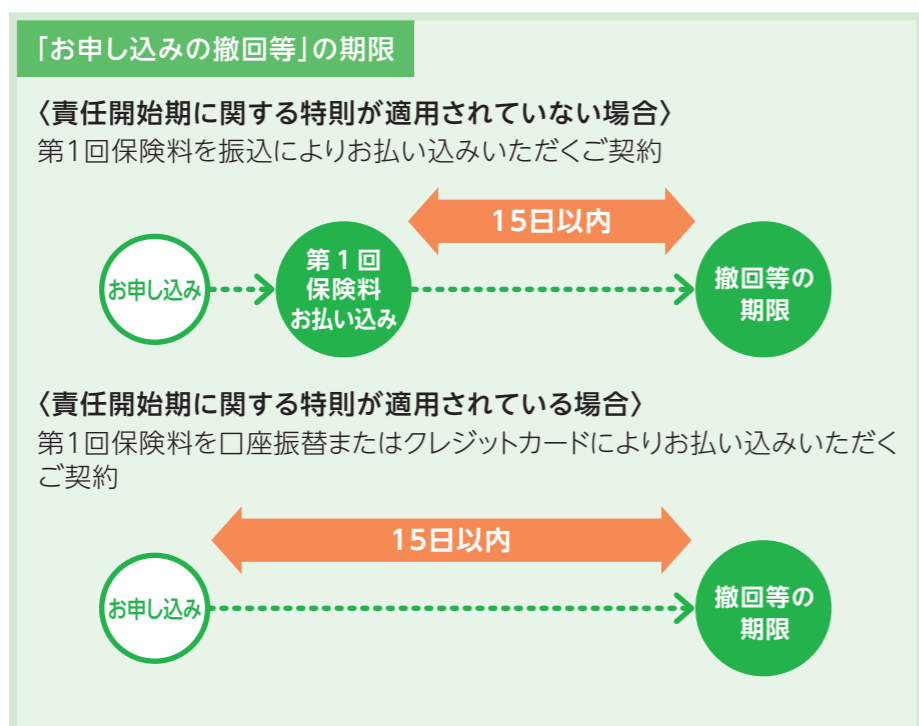


重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日**(*)または**第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日**(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお払い込みいただくご契約)の場合は、ご契約の申込日)から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。ネオファースト生命では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口をネオファースト生命Webサイトとしています。



(*)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法によるときはお申し込み内容の最終確認をいただいた日)をいいます。

◆「お申し込みの撤回等」について

書面によるお申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。また、ネオファースト生命Webサイト経由によるお申し込みの撤回等は、受付完了時に効力を生じます。

◆「お申し込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約である等、お申し込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2 健康状態等の告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。従って、ご契約のお申し込みの際に、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、職業等についての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねします。**健康状態等、告知書等でお尋ねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の可否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後または年金のご請求の際、ご契約のお申し込み内容またはご請求内容等について確認させていただきます。

◆傷病歴等がある場合

傷病歴等を告知された場合には、追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。ご契約をお断りすることもあります。条件を付けてお引き受けすることや、条件を付けずにお引き受けすることもあります。

! 告知内容が事実と相違する場合

- 告知書等の質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。**
 - ・故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - ・責任開始日から2年を経過していても、年金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ年金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料のお払い込みを免除することはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、既に年金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただけます。また、既に保険料のお払い込みを免除している場合には、その免除はなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、年金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります。また、既にお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取り消しとなることもあります。**

3 責任開始期(保障の開始時期)

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。ご契約のお引き受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されないご契約

(第1回保険料を振込によりお支払いいただくご契約)

- 第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時または告知が行われた時のいずれか遅い時



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約

(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお支払いいただくご契約)

- ご契約のお申し込みをネオファースト生命が受けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時



※ご契約のお申し込みをネオファースト生命が受けた時とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した時(電磁的方法による場合は申込手続きが終了した時)をいいます。

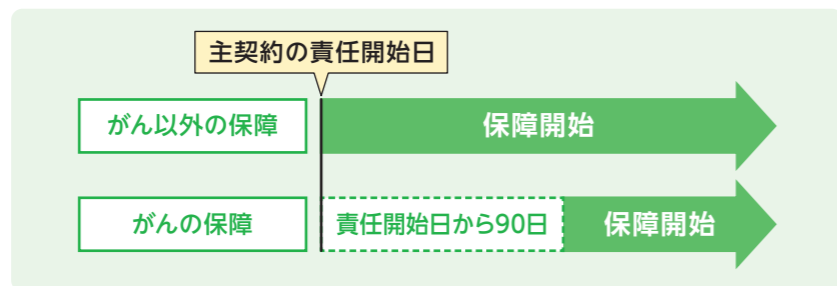
※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。

! 「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお支払い

「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- 第1回保険料は、責任開始日の属する月の翌月末日までにお支払いください。
- ①のお支払いにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その猶予期間内にもお支払いがない場合は、ご契約は無効となります。

がんの保障(「特定疾病収入保障特則(2023)のがん」)、「保険料払込免除特約(2021)のがん」の保障)については、主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されても、保障の対象になりません。



4 年金のお支払い等ができない場合

以下のような場合等、年金のお支払い等ができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の発病等

責任開始期前に発生していた疾病や傷害を原因とする場合(死亡収入保障年金を除きます)

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

◆重大事由による解除

年金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約(他の生命保険会社の保険契約を含む)との重複により年金額等の合計額が著しく過大となることや、保険契約者、被保険者または年金の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

◆ご契約の失効

保険料のお支払いがなく、ご契約が失効した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、年金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

◆年金等の免責事由に該当した場合

責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺、保険契約者または死亡収入保障年金受取人の故意等

5 払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期(保険料をお支払いいただく月)内にお支払いください。払込期内にお支払いの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお支払いには以下のとおり猶予期間があります。猶予期間中にもお支払いがない場合、ご契約は効力を失います。なお、本商品には、失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期とは、契約当日の属する月の初日から末日まで(契約日に関する特則が適用されているご契約の第2回保険料については契約当日の属する月の初日から翌月末日まで)のことをいいます。



6 解約返戻金

解約返戻金はありません。

7 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払い戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する保険料)よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります**。
- 新たなご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります**。
- 新たなご契約の保険料は、新たなご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。例えば、予定利率が引き下げられることによって主契約等の**保険料が引き上げられる場合があります**。
- 新たなご契約は告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病等、年金をお支払いできない場合があります。

8 生命保険と税金について

税務の取扱い等については、**2022年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。個人に関する税務の取扱いの代表例については以下のとおりです。具体的なケースにおける詳細や法人にかかる税務の取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。**

※法令等の改正により取扱内容が変更される場合があります。

◆生命保険料控除

生命保険料控除には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。控除される金額は、所得税についてそれぞれの控除枠で最高40,000円(合計で最高120,000円)、住民税についてそれぞれの控除枠で最高28,000円(合計で最高70,000円)となります。本商品についてお払い込みいただいた保険料の取り扱いはこちらのとおりです。

	適用される生命保険料控除の種類
死亡収入保障年金不担保特則を適用しない場合	一般生命保険料控除
死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合	介護医療保険料控除

◆死亡収入保障年金の税務上の取り扱い

保険契約者(保険料負担者)、被保険者、死亡収入保障年金受取人の関係によって、次のとおり死亡収入保障年金に対する税金が異なりますのでご注意ください。

契約形態	契約例			課税の種類		
	保険契約者	被保険者	受取人	一時金として受け取る場合	年金として受け取る場合	
					死亡時	毎年の年金受取時
保険契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税	相続税(年金の評価額に対して課税)	所得税(雑所得) ・住民税
保険契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) ・住民税	—	
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税	贈与税(年金の評価額に対して課税)	

◆高度障害収入保障年金等の税務上の取り扱い

高度障害収入保障年金、障害介護収入保障年金、特定疾病収入保障年金は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

9 年金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて年金のお支払い等を行う必要がありますので、年金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎️ **0120-226-201** **受付時間** 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

🌐 **Webサイト** <https://neofirst.co.jp>



- 支払事由、ご請求手続き、年金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので併せてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により年金等の請求の意思表示ができない等、被保険者が年金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

10 保険会社が破たんした場合等

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した年金額の削減等、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額が削減されることがあります。

▶▶生命保険契約者保護機構

☎️ **03-3286-2820** **受付時間** [月曜日~金曜日] 9:00~12:00、13:00~17:00
※祝日・年末年始を除く

🌐 **Webサイト** <https://www.seihohogo.jp/>

11 相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎ 0120-312-201

受付時間 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト <https://neofirst.co.jp>

指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 生命保険相談所および全国各地の連絡所については、上記のネオファースト生命コンタクトセンターにてご案内いたします。

▶▶ 一般社団法人 生命保険協会

Webサイト <https://www.seiho.or.jp/>

「Webご契約のしおり・約款」 「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

パソコンやスマートフォン等を利用して、
「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を
ネオファースト生命のWebサイトでご覧いただけます。



Webサイト

<<https://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>>へアクセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。
ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のある二次元コードより直接アクセスいただくことも可能です。
※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。
 - 「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、必ず内容を
ご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォン等で保存、またはお客さまご自身で印刷・
保管ください。

- お申し込み時に冊子でのお受け取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を郵送にてお渡します。
- お申し込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合、冊子でのお受け取りに変更を希望される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申し込み前にお受け取りをご希望の場合にも、ネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

! 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォン等のインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができません際には、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

推奨環境

ネオファースト生命のWebサイトは適合するブラウザ(右の二次元コードよりご確認ください)でご覧いただくことをお勧めいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合がございますのでご了承ください。
※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。



契約してよかった。その一言のために。

お客様の声を真摯に受け止め、ご契約後もより一層の「あったらいいな」を追求してまいります。

ご契約後

健康管理
健康増進

各種
お手続き

保障の
確認

毎日の健康をサポート

お客様の健康のためさまざまなサービスをご用意しています。

- 24時間電話健康相談サービス
- セカンドオピニオンサービス
- 受診手配・紹介サービス
- 健診結果改善サポートアプリ「Neoコーチ」
- オーラルケアサポートサービス「歯の健康」をサポート

オーラルケアサポート
サービスはこちら



Webサイトはこちら



ムリなく
生活習慣の改善ができる
「Neoコーチ」アプリ、
次の健康診断が楽しみだな。

年に1度のネオレターで
安心できます。
健康意識も高まります!

わからないとき 困ったとき

ご契約に関する お知らせをお届け

- 年に1度のネオレター
毎年、「ご契約内容のお知らせ(ネオレター)」をお届けします。
※健康増進に向けたサービスを記載したチラシも一緒にお届けします。
- お問い合わせ・各種お手続きはインターネットから可能
住所変更や生命保険料控除証明書の再発行など、各種お手続き内容のご確認・お問い合わせは当社ホームページからも可能です(24時間365日受付)。

不安で何度も連絡したが、
的確に案内してくれる。
待ち時間も少なく
助かりました!

保険金請求時、
書類提出から支払いまでスムーズ、
かつSMSにて状況がわかったのが
とてもよかったです。

ネオファースト生命 コンタクトセンター

受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)

お客様専用フリーダイヤル ☎0120-226-201

70歳以上のお客さまを
対象としたフリーダイヤル ☎0120-515-201

HDI 格付けベンチマーク「クオリティ」格付け
国内最高評価の「三つ星」を獲得



サポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人が主催するHDI格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、2021年度も最高ランクである「三つ星」を獲得しました。

シニア専用の
フリーダイヤルは心強い!

給付金の ご請求など

2021年度給付金等お支払実績
93,155件

1日あたり約255件をお支払い。
お客さまのお役に立てるよう今後も
迅速に対応してまいります。

原則**5営業日以内**に
お支払い

5営業日以内のお支払率は、
約98%を超える高い水準と
なっています*。

給付金の請求忘れがないか
確認の通知をしていただけて、
請求漏れを防ぐことができました。
大変丁寧なサービスだと
感心いたしました。

ご契約後の体験について、お客さまから
実際に寄せられた声などをとに掲載しているよ!

*各種サービス内容の詳細については、P.49~P.50の「ご契約後のサービス」またはネオファースト生命Webサイトをご確認ください。

*2022年4月~2022年9月までの支払件数に基づく5営業日以内支払率

ご契約後のサービス

【サービス例】

**24時間電話
健康相談サービス**

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:
ご契約者さまおよび被保険者さまとご家族の方
*ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

経験豊かな医師や保健師、看護師などの有資格者が24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関情報の提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

たとえばこんなときに

- 赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう...
- ストレスがたまって、まいってしまっ...
- 家族の介護について聞きたい。
- 夜中にやっている救急病院を教えてください。

※回答が自動で返ってくる「チャットボット健康相談」もご利用いただけます!
※画像はイメージです。

セカンドオピニオンサービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談(オンラインも可)・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 病名などが判明している病症状に関して、現在の診断や今後の治療方針・方法などについて、総合相談医の意見(=セカンドオピニオン)を聞くことができます。セカンドオピニオンの結果、総合相談医が必要と判断した場合には、優秀専門臨床医™が紹介されます。

受診手配・紹介サービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、ティーベック(株)の医療機関ネットワークからその治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

【サービス利用事例の紹介】

サービスをご利用いただいた方の声
ご契約いただいている皆さまからいただいた声をご紹介します。

電話健康相談 脳梗塞

(33歳 女性) 病院の受診につながったケース

サービス利用前
ある日、めまいがするようになり、左の手足がしびれる感覚がするようになっていました。何回か同じようなことがあり、体に力が入らないこともあったので、次の休みに病院に行けばいいかな、と思っていたもののやはり少し不安もあったので念のためご相談の電話をしました。

サービス利用後
症状を伝えると、すぐに病院に行った方がいいとのアドバイスをいただき病院を受診。脳梗塞が見つかりました。何か対処法などあれば教えてもらいたい、という程度の気持ちで電話をかけたのですが、スタッフの方に親身になって病院に行くよう説得していただき、受診する気になりました。ありがとうございました。

セカンドオピニオン 胃がん

(40歳 男性)

サービス利用前
検診で胃内視鏡検査を行ったところ、胃の粘膜にがんがあると診断された。主治医からは開腹手術をすすめられ、1か月程度仕事を休む必要があると言われていた。

サービス利用後
〈最適な治療法の提示〉
総合相談医との面談後、優秀専門臨床医™のもとで内視鏡による手術を受け、早期に仕事復帰できました。

ネオファースト生命は、お客さまの「心身の充実」をサポートしながら、お客さまの将来に寄り添い、応援する商品・サービスを提供してまいります。

契約内容ご案内制度

本制度のお申込み(無料)により、被保険者・保険金等の受取人・指定代理請求人からご照会いただいた場合にも、契約内容をご案内することができます。

詳しくはこちらから

うちの保険アプリ

提供:iChain(株)

「保険情報の管理(保険会社問わず)」と「保険情報の家族への共有」がスマートフォンで簡単に行えます。アプリは無料でご利用いただけます。

無料

無料

万が一の際に保険金・給付金を確実に受け取っていただくためには、保険金等の受取人やその他のご家族にご加入の保険契約についてお伝えいただくことが大切です。お伝えいただく手段として「契約内容ご案内制度」・「うちの保険アプリ」をご利用ください。

歯の健康維持に欠かせない、毎日の歯みがきなどをサポートします!

オーラルケアサポートサービス

毎日のセルフケアをサポート

このサービスを利用することで、毎日の歯みがきなどのオーラルケアを楽しく習慣化することができるよ!

50代以降の歯みがきのポイント

歯ぐきが下がって根元が露出してきたという方も増えてきます。歯の根元の部分はやわらかく「根元むし歯」になりやすいため、ソフトな歯ブラシを使ってやさしく磨きましょう。

詳細はこちらから

※詳細は、保険証券に同封のリーフレットをご確認ください。

※契約内容ご案内制度とオーラルケアサポートサービスを除き、ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。いずれも保険商品の保障の一部ではありません。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お電話によるサービスをご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、ネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限りです。その他ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、ご不明点はティーベック(株)までお問い合わせください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

※受診手配・紹介サービスは、原則として、三大疾病(悪性新生物・脳血管疾患・心疾患)を対象とし、同一病名で1回の利用とさせていただきます。

※総合相談医とは、主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師です。総合相談医の判断により、別の専門医をご紹介することがあります(紹介状は無料発行)。紹介状の発行はティーベック(株)サービス外になります。

※優秀専門臨床医™とは、ティーベック(株)が運営する「ドクターオプドクターズネットワーク評議員会」において専門性を有すると選考された専門医です。総合相談医からの紹介状発行先となる現役の専門医です。優秀専門臨床医™の診療はティーベック(株)サービス外になります。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

